

## ● 1 火を使用する設備等

(1) 火を使用する設備(以下「火気使用設備」という。)とは、通常固定的に使用され、容易に移動できないものをいう。

## ア 火を使用する設備等

炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ(移動式を除く。)、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、燃料電池発電設備、掘りごたつ、いろり、ヒートポンプ冷暖房機、内燃機関を原動力とする発電設備

## イ その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備等

火花を生ずる設備(グラビア印刷機、起毛機等)、放電加工機、変電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備、舞台装置等の電気設備、避雷設備、水素ガスを充てんする気球、火を使用する設備に附属する煙突

◇(1)平成26年1月1日一部追加

(2) 火を使用する器具とは、容易に移動して使用できるものをいう。

## ア 火を使用する器具等

移動式ストーブ、ガスこんろ

## イ その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具等

移動式電気ストーブ、電磁誘導調理器、電子レンジ、トースター

◇(2)平成26年1月1日一部追加

(3) 一般財団法人日本ガス機器検査協会、一般財団法人日本燃焼機器検査協会等による防火性能評定等により確認された離隔距離については、条例第3条第1項第1号で規定する火災予防上安全な距離とすることができる。

◇(3)平成26年1月1日追加

(4) 薪を燃料とするもので、特段の資料がない場合は薪1Kgあたり5.25KWとして入力算定をすること。又、焼却物が定まっている焼却炉で最大入力の算定が困難と認められるものは、焼却炉内容積1立方m当たり232.5KWとみなして算定すること。

◇(4)平成26年1月1日一部追加

(5) 条例第3条第1項第4号の「避難の支障となる位置」とは、階段、避難口等から概ね水平距離5m以下の場所(条例第3条第3項の規定(以下「不燃区画規定」という。))による防火上支障のない措置をした場合及び個人の住宅を除く。)をいう。

◇(5)平成26年1月1日追加

(6) 条例第3条第1項第5号の「有効な換気を行うことができる位置」とは、機械換気によるものを除き、次によること。又、機械換気による場合は、当該火気使用設備設置室が負圧とならないようにすること。

ア 燃焼空気取り入れ口は、床面近くに設けること。

イ 流入空気が直接燃焼室に吹き込まないこと。

ウ 排気口は天井近くに設け、直接外気に通じていること。

エ 排気口の大きさは、燃焼空気取り入れ口以上大きであること。

◇(6)平成26年1月1日追加

(7) 条例第3条第1項第6号の「防火上有効な措置」とは、火気設備を設置した床面又は架台等(以下「床面等」という。)上の温度が80℃を超えない措置をいい、その床面等には同項第1号で定める火災予防安全な距離の部分も含まれる。

◇(7)平成26年1月1日追加

(8) 条例第3条第1項第7号の「使用に際し火災の発生のおそれのある部分」とは、火気設備の本体構造部分(取り付け枠、支持台及び本体と一体になった付属設備の本体も含む。)をいう。

◇(8)平成26年1月1日追加

(9) 条例第3条第1項第8号の「地震その他の振動又は衝撃」とは、300gal以上の主として水平方向の揺れであること。

◇(9)平成26年1月1日追加

(10) 条例第3条第1項第11号の「開放炉」とは、鑄物の溶融炉、焼入用の炉で、燃焼ガス、火の粉等が煙突又は排気筒を介さずに直接周囲に放出するものをいい、「防火上有効に遮へい」とは、不燃材料で造られた遮へい板等により火の粉の飛散や接炎、放射熱による過熱を防止することをいう。

◇(10)平成26年1月1日追加

(11) 条例第3条第1項第12号の「あふれた溶融物を安全に誘導する装置」とは、高温の溶融物が周囲の可燃物と接触をしないようにあふれた溶融物を溝等で十分な強度及び容量を有するため安全に集める装置等をいい、ためます等は、水蒸気爆発を防止するため、常時乾燥させておく必要があり、輻射による過熱を防止するため、有効な遮へい措置又は周囲に可燃物を置かないこと。

◇(11)平成26年1月1日追加

(12) 条例第3条第1項第14号イの「金属以外の不燃材料」とは、次のアからウのもの、又は国土交通大臣による不燃材料と認定を受け、同等の効果があると認められる不燃断熱材をいう。

ア ロックウール保温材(JIS A 9504)

イ グラスウール保温材(JIS A 9505)

ウ ケイ酸カルシウム保温材(JIS A 9510)

◇(12)平成26年1月1日追加

(13) 条例第3条第1項第17号ウの「湯温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク」とは、火気使用設備が最大(定格)出力で連続運転した場合でも燃料タンクの燃料油の温度が引火点未満であるものをいう。

◇(13)平成26年1月1日追加

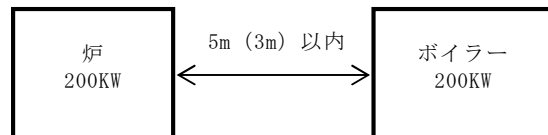
(14) 条例第3条第1項第18号の3の「電線、電気開閉器その他の電気設備」とは、電気機器の開閉器、遮断器、モーター、コンセント、スイッチその他電気火花が生じるおそれのあるものをいい、「防爆工事等の安全措置」とは、労働省産業安全研究所技術指針・工場電気設備防爆指針による防爆構造としたものが該当する。(◆通知〇消防同意における火災予防条例第3条第1項第18号の3の運用について参照)

◇(14)平成26年1月1日追加

(15) 条例第3条第3項の規定(以下「不燃区画規定」という。)の適用にあたっては各炉単体の入力について判定するものであるが、同一場所(同一階の室内(下屋内に設けるものを含む。))又は不燃区画された区画内ごとに2以上の設備がある場合は、相互の距離5m以内(屋外(屋上に設けるものも含む。))においては3m以内)に近接して設置する場合には、各設備の入力の合計により判定すること。この場合において、ボイラー等不燃区画規定を準用する異種の火を使用する設備がある場合にあってはそれぞれを合算して判定すること。(次図参照)

なお、この算定には火を使用する器具の入力は含めないものとする。 ☆

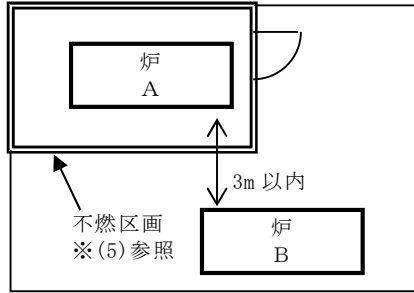
ア 一般例



屋内5m以内(屋外3m以内)に近接して火を使用する設備がある場合は合算すること。よって上図の場合は、400KWの火気使用設備となる。

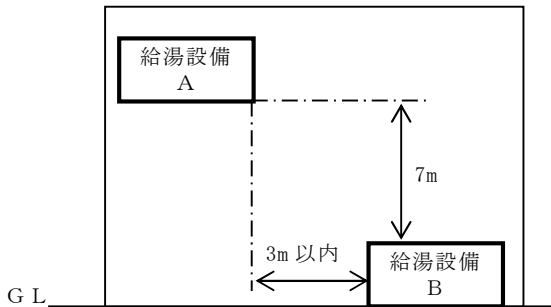
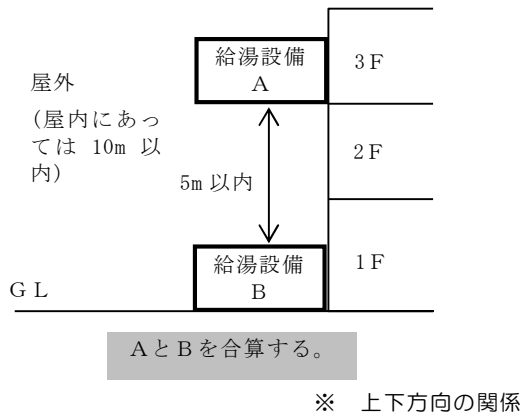
◇ 条例

イ 不燃区画がある場合の例



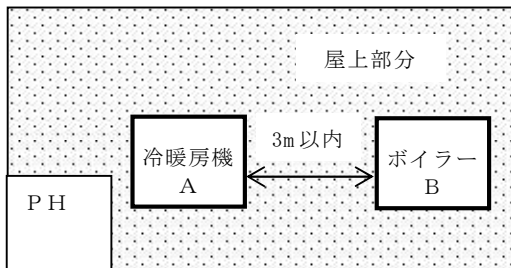
AとBはそれぞれ一つの火気使用設備として算定する。

ウ 壁面設置の例



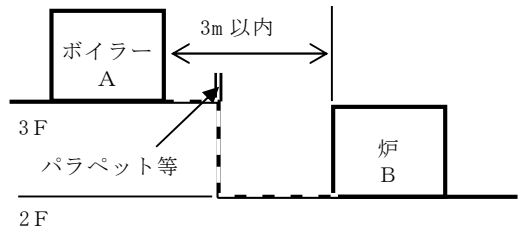
上下の関係が 5m (屋内 10m) を超えていれば、水平距離が 3m (屋内 5m) 以内の場合であっても、AとBは合算しない。

エ 屋上設置の例



AとBを合算する。

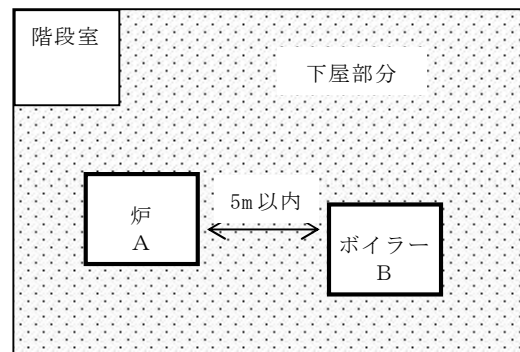
オ 階が異なる屋上設置の例



----- 部分の長さが 5m を超える場合は、水平方向の離隔が 3m 以内であっても A、B ごとに算定する。

なお、上階の屋上部分に高さ 110cm 以上の耐火構造のパラペット、手摺壁を設けた場合は ----- が 5m 以下であっても A、B ごとに算定する。

カ 下屋部分設置の例



AとBを合算する。

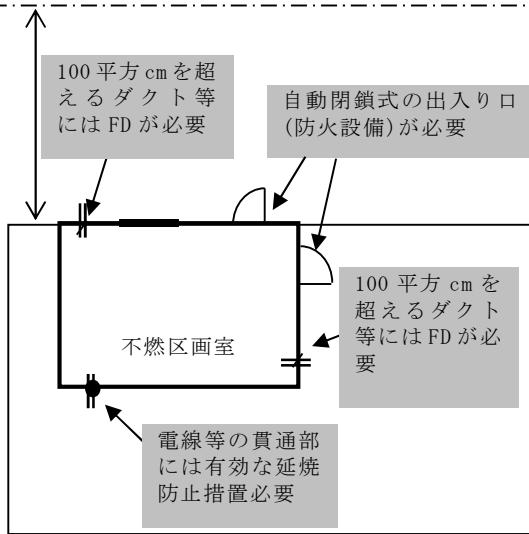
◇(15)平成 24 年 1 月 1 日追加  
 (16) 不燃区画規定による「窓及び出入口等」には、ガラリ、フード、換気扇等も含まれ、当該区画の外壁面にあるものも該当するものであること。ただし、ダクト及び換気扇等（ガラリは除く。）については上部 3.6m 以内に開口部（防火設備及び 100 平方 cm 以下のダクト等は除く。）がなく、かつ、他の建築物又は隣地境界等から 1 階にあっては 3m 以上、2 階以上にあっては 5m 以上の離隔があるものは、この限りではない。又、当該屋内区画を貫通する、100 平方 cm 以上のダクト及び換気扇等には F D 等、電気配線及び配管等の貫通部分はモルタルの充填等の防火措置が必要であること。

◇(16)平成 24 年 1 月 1 日改訂

◇(16)令和 7 年 1 月 1 日改訂

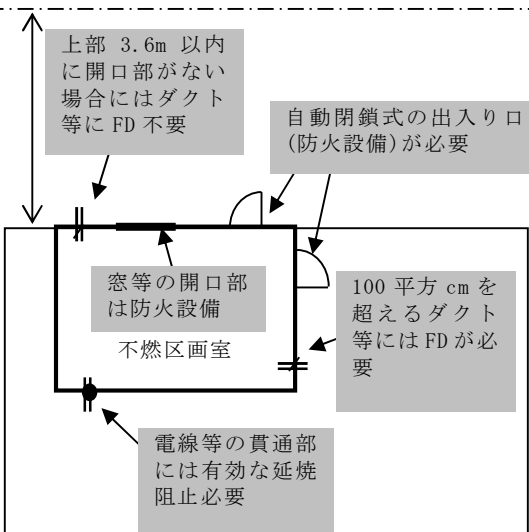
(17) 上記(16)の出入口のうち常時出入りに使用するものは、自動閉鎖式とすること。

隣地境界等  
 隔離：1階 3m 未満・2階 5m 未満



※ 出入口及び内部区画に係わるものは隣地境界等からの隔離に係わらず、延焼を阻止する措置が必要

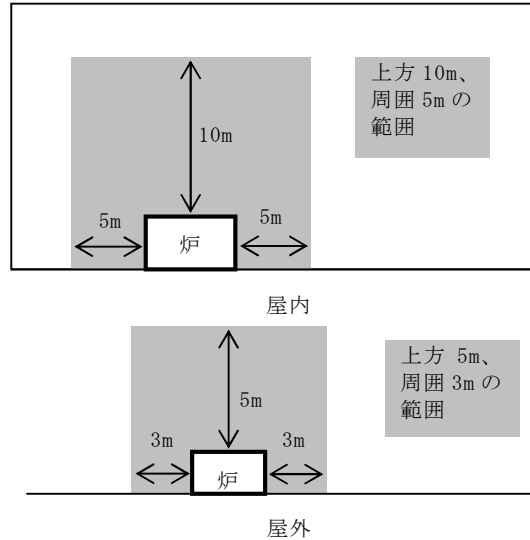
隣地境界等  
 隔離：1階 3m 以上・2階 5m 以上



※ 出入口及び内部区画に係わるものは隣地境界等からの隔離に係わらず、延焼を阻止する措置が必要

◇(17)平成 24 年 1 月 1 日追加

- (18) 不燃区画規定による「有効な空間を保有する」とは、次のことをいう。
- ア 該当する火気使用設備等の周囲に 5m、上方に 10m 以上の空間を保有すること。
  - イ 屋外又は主要構造部を不燃材料とした建築物の屋上に設置するものの周囲 3m 以上、上方 5m の空間（開口部がある場合は、その部分を防火設備とした不燃材料の外壁等に面する場合を除く。）を保有すること。
  - ウ 上記有効な空間とは、延焼の阻止を妨げる物品や通行・消火作業等に支障となる物品が置かれていない部分をいう。



(19) 条例第 3 条の 4 第 1 項第 1 号ウに規定する「金属以外の不燃材料で有効に被覆する」とは、50mm 以上の厚さを有する次のアからウのもの、又は国土交通大臣による不燃材料の認定を受け、同等の効果が認められる不燃断熱材で被覆することが該当する。

- ア ロックウール保温材
- イ グラスウール保温材
- ウ ケイ酸カルシウム保温材

◇(19)平成 21 年 9 月 1 日改訂

◇(19)平成 26 年 1 月 1 日改訂

(20) 条例第 3 条の 4 第 1 項第 2 号アに規定する「有効に除去すること」とは、次の性能を有することを行い、火源からの隔離をグリスフィルターは 1m 以上、グリスエクストラクターは 0.45m 以上とすること。

ア グリスフィルターは、排気中に含まれる油脂分を 60% 以上除去することができ、かつ、その除去油脂分の 80% 以上を自動で回収できること。

イ グリスエクストラクター（遠心力により排気中の油脂を分離除去するもの）は、排気中に含まれる油脂分を 80% 以上除去できること。

◇(20)平成 26 年 1 月 1 日追加

(21) 条例第 3 条の 4 第 1 項第 2 号ウに規定する「火災伝送防止装置」とは、防火ダンパー又は自動消火装置を指すものである。また、「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、厨房設備から 5m 以内にファンの停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であって、以下のア又はイに該当するものをいうものであり、この条件を満たす場合には、火災伝送防止装置を設置しないことができるものであること。

ア 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが 4m 以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

イ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが 2m 以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

なお、「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気をおこなうもの」とは、天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいうものである。又、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が 21kw/h 以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合（一般家庭において通常行う程度）をいうものである。

◇(21)平成 24 年 1 月 1 日改訂

◇ 条例

(22) 条例第 4 条第 1 項の規定は、労働安全衛生法の規制を受けるもの以外の小型ボイラー及び簡易ボイラーに適用されるものであること。

小型ボイラー及び簡易ボイラーの規格

	圧力 (MPa)	伝熱面積 (㎡)	胴内径 (mm)	胴長 (mm)	内容積 (立方 m)	蒸気管内径 (mm)	U 型立管
							圧力 (MPa) 内径 (mm)
小型ボイラー	$P \leq 0.1$	$0.5 < A \leq 1$					
	$P \leq 0.1$		$200 < \phi \leq 300$	$400 < L \leq 600$			
		$2 < A \leq 3.5$				$\phi \geq 25$	
		$2 < A \leq 3.5$					$P \leq 0.05$ $\phi \geq 25$
温水	$P \leq 0.1$	$4 < A \leq 8$					
	$0.1 < P \leq 0.2$	$A \leq 2$					
貫流	$P \leq 1$ (※1)	$5 < A \leq 10$					
簡易ボイラー	$P \leq 0.1$	$A \leq 0.5$					
	$P \leq 0.1$		$\phi \leq 200$	$L \leq 400$			
	$P \leq 0.3$				$\leq 0.0003$		
		$A \leq 2$				$\phi \geq 25$	
		$A \leq 2$					$P \leq 0.05$ $\phi \geq 25$
	温水	$P \leq 0.1$	$A \leq 4$				
貫流	$P \leq 1$ (※1)	$A \leq 5$					
	(※2)				$\leq 0.004$		

※1 ヘッダーの内径が 150 mm を超える多管式のものを除く。また、気水分離器を有するものは、気水分離器の内径が 300 mm (簡易ボイラーは 200 mm) 以下で、かつ、内容積が 0.07 立方 m (簡易ボイラーは 0.02 立方 m) 以下のものに限る。

※2 ヘッダー、気水分離器のいずれも有しないものに限る。その使用する最高のゲージ圧力を  $\phi$  で表した数値と内容積を立方 m で表した数値との積が 0.02 以下のもの ◇(22)平成 24 年 1 月 1 日追加

(23) 条例第 10 条第 2 号に規定する「静電気を有効に除去する措置」とは、当該室内の湿度を高める方法、コロナ放電によりイオン化する方法、接地工事により静電気を放電する方法等をいい、同条第 3 号に規定する「微粉を有効に除去する換気装置」とは、可燃性ガス又は微粉の濃度が爆発下限界の 30% 以上とならない能力を有するものをいう。

◇(23)平成 26 年 1 月 1 日追加

(24) 条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する……もの」とは、社団法人日本電機工業会の認定品 (以下「電機工業会認定品」という。)及び消防庁長官が定めるキュービクル式非常電源専用受電設備の基準 (昭和 50 年消防庁告示第 7 号) に適合しているとして認定を受けたもの (以下「消防庁告示認定品」という。)及び底板を 1.6mm 以上の厚さの鋼板又は鉄筋コンクリート製の基礎に固定した JIS C4620 に基づき作成されたものをいう。

なお、構造確認報告書等により JIS C4620 と同等の安全性が認められる場合は、準拠品も該当するものであること。また、同規定を準用する燃料電池発電設備 (条例第 8 条の 3 第 1 項)、内燃機関を原動力とする発電設備 (条例第 12 条第 2 項) 及び蓄電池設備 (条例第 13 条第 2 項) は、それぞれ消防庁告示認定品 (内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、社団法人日本内燃力発電協会等の製品認証機関による防災用自家発電装置等の認証品も含む。) が、それに該当するものであること。

◇(24)平成 21 年 8 月改訂

◇(24)平成 24 年 1 月 1 日改訂

(25) 条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「窓及び出入り口等」には、ガラリ、フード、換気扇等も含まれ、当該区画の外壁面にあるものも該当するものであること。ただし、ダクト及び換気扇等については上部 3.6m 以内に開口部 (防火設備及び 100 平方 cm 以下のダクト等は除く。) がなく、かつ、他の建築物又は隣地境界等から 1 階にあっては 3m 以上、2 階以上にあつては 5m 以上の離隔があるものは、この限りではない。又、当該屋内区画を貫通する電気配線、100 平方 cm 以上のダクト及び換気扇等には F D 等、配管等の貫通部分は、モルタルの充填等の防火措置が必要であること。

◇(25)平成 24 年 1 月 1 日追加

(26) 条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「有効な空間を保有する等」とは、次のことをいう。

ア 不活性ガス消火設備等の消火設備を有効に設けた場合

イ 該当する火気使用設備等の周囲に 5m、上方に 10m 以上の空間を保有すること。

ウ 屋外又は主要構造部を不燃材料とした建築物の屋上に設置するものの周囲 3m 以上、上方 5m の空間 (開口部がある場合は、その部分を防火設備とした不燃材料の外壁等に面する場合を除く。) を保有すること。

エ 上記有効な空間とは、延焼の阻止を妨げる物品や通行・消火作業等に支障となる物品が置かれていない部分をいう。

◇(26)平成 24 年 1 月 1 日追加

(27) 条例第 11 条第 1 項第 3 の 2 号に規定する「建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離」とは次のとおりであること。

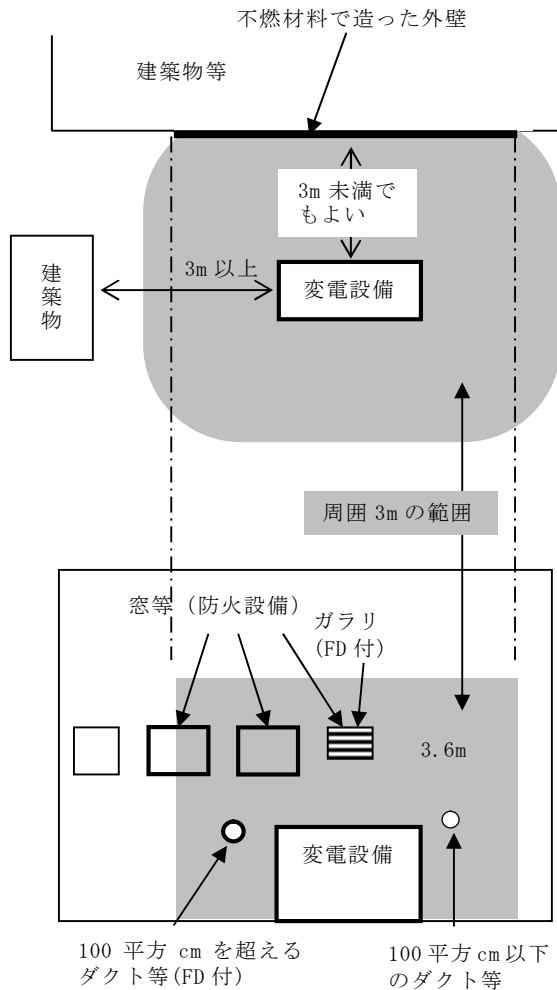
保有距離を確保すべき部分	保有距離
前面又は操作面	1m 以上
点検面	0.6m 以上
換気面 (前面、操作面又は点検面以外の面で、換気口の設けられている面をいう。)	0.2m 以上

◇(27)平成 24 年 1 月 1 日追加

(28) 条例第 11 条第 2 項ただし書きに「開口部のないもの」とあるが、防火設備又はダクト、換気扇等

で100平方cm以下（100平方cmを超えるものにあつてはFD付のものに限る。）のもの、開口部がないものとして差し支えない。

なお、3m以内の外壁の範囲は、変電設備等の上方3.6mまでであること。



◇(28)平成24年1月1日追加

●2 フード等簡易自動消火装置

条例第3条の4第1項第2号工の火災伝送防止装置は、平成5年12月10日消防予第331号消防庁予防課長通知別添の技術基準及び以下によるが、原則として日本消防設備安全センターの認定品とすること。

(1) 用語の定義等

ア 自動消火装置

フード・ダクト用簡易自動消火装置、ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置、フライヤー用簡易自動消火装置、フード・フライヤー用簡易自動消火装置及び下引ダクト用簡易自動消火装置をいう。

イ 防護対象物

自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。

ウ 下方排気方式ガス機器

無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器をいう。

エ フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下「フード・ダクト用」という。）

フード部分及び排気用ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

オ ダクト用簡易自動消火装置（以下「ダクト用」という。）

排気用ダクト内部を防護対象物とし、当該部分

の火災を自動的に感知し消火するもので、複数の排気用ダクトが存在する場合に、フード・ダクト用、フード・レンジ用及びフード・フライヤー用と組み合わせて使用するものをいう。

カ レンジ用簡易自動消火装置（以下「レンジ用」という。）

レンジ（フライヤー以外で、油脂を含む蒸気が直接フード内に排出されるものを含む。以下同じ。）部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

キ フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フライヤー用」という。）

フライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

ク フード・レンジ用簡易自動消火装置（以下「フード・レンジ用」という。）

フード部分及びレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

ケ フード・フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フード・フライヤー用」という。）

フード部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

コ 下引ダクト用簡易自動消火装置（以下「下引ダクト用」という。）

下方排気方式ガス機器内部及びこれに接続する排気用ダクト内部の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

サ 公称防護面積

一の自動消火装置で警戒することのできる範囲の面積をいい、「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

シ ダクト公称防護断面積

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒することのできる範囲のダクトの断面積をいい、「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

ス ダクト公称防護長さ

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒することのできる長さで、ダクトの水平部分5mをいう。

セ 公称防護面積等

公称防護面積、ダクト公称防護断面積及びダクト公称防護長さをいう。

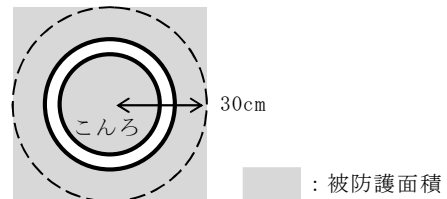
ソ 被防護面積

一の自動消火装置で警戒を要する範囲の面積をいう。

(ア) レンジ

こんろの中心から半径30cmの円を内包する方形の面積を被防護面積とする。

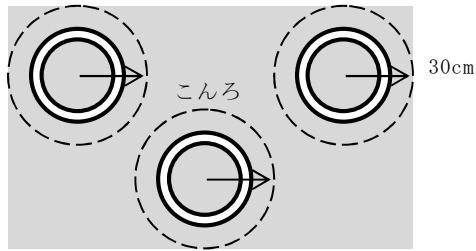
① 一口の例



こんろの中心から半径30cmの円を描き、その円を包含する方形の面積（この範囲内に壁が設けられている場合は壁までの面積とする。以下同じ。）

◇ 条例

② ニロ以上の例



被防護面積

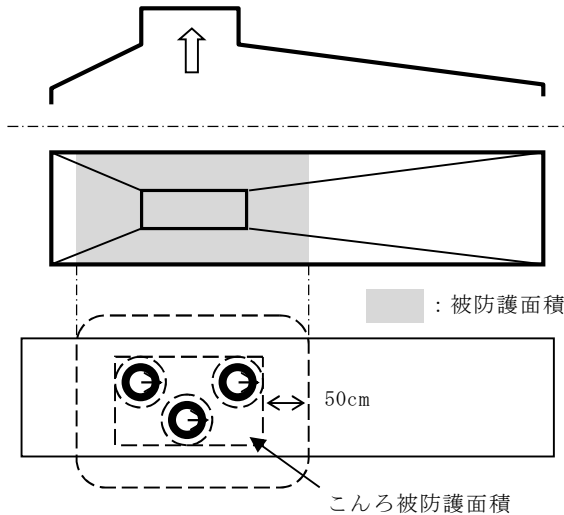
- (イ) フライヤー  
油槽の水平投影面積を被防護面積とする。



被防護面積

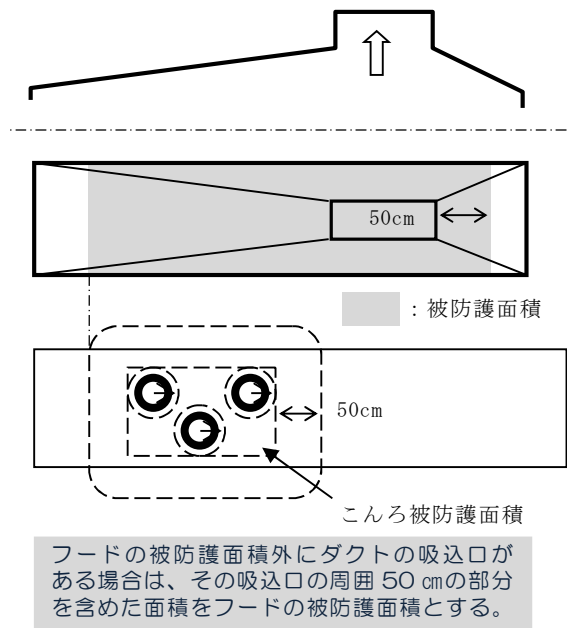
- (ウ) フード  
当該フードの水平投影面積とするが、レンジ又はフライヤーの被防護面積部分よりも大きい場合は次の例によること。

① ダクトが大きい例



レンジ又はフライヤーが調理台等と接続されていて、調理台等を包含するフードが設置されている場合にあっては、レンジ又はフライヤーの被防護面積から周囲 50 cm の水平投影部分に含まれる範囲をフードの被防護面積とする。

② ダクトの吸込口がずれている例



- タ ダクト被防護断面積  
ダクト被警戒長さ (5m) の範囲内で最大となる断面積をいう。

- (2) 設置区分  
自動消火装置は、防護対象物の種類に応じ、次によること。

- ア フード部分と排気用ダクト内部は同時に消火薬剤を放出するものであること。ただし、排気ダクト部分に防火上有効な措置 (自動で閉鎖するダンパーを設け、ダクトの周囲 20cm 以内に可燃性の物品がない場合又は厚さ 50mm 以上のグラスウール (同等の防火性能を有するものを含む) で被覆した場合等が該当する。) を講じ、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用を設置した場合は、この限りでない。

- イ 自動消火装置の種類に応じ、防護対象物に適し、それぞれの被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置すること。

- ウ 防護対象物に応じ、次のいずれかを設置すること。

- (ア) フード・ダクト用及びレンジ用
- (イ) ダクト用及びフード・レンジ用
- (ウ) フード・ダクト用及びフライヤー用
- (エ) ダクト用及びフード・フライヤー用
- (オ) 下引ダクト用
- (カ) 厨房等に複数のダクトの立ち上がりがあったり警戒を必要とする場合は、ダクト用をフード・ダクト用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用と組み合わせて設置することができる。

- (3) 自動消火装置の一般基準

- ア 消火薬剤放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設けること。

- イ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器は、温度 40 度以下で温度変化が少なく、かつ、点検の容易な場所に設けること。

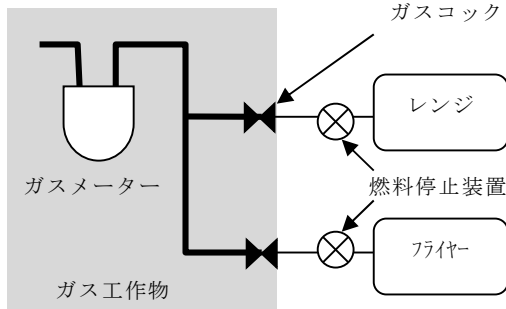
- ウ 自動消火装置と連動して、放出された消火薬剤の影響を受けるおそれのある器具への燃料ガスの供給停止又は熱源が電気によるものにおいては、当該機器への電源遮断ができるものであること。

なお、ガス器具への燃料停止装置 (電磁弁等)

の設置位置等については、次によること。ただし、ガス事業者の設置する業務用の自動ガス遮断装置にあっては、この限りでない。

(ア) 燃料停止装置の設置位置

- ① 燃料停止装置は、原則としてガス工作物以外の範囲（ガスコック以降の配管若しくは厨房設備）に設けること。



- ② 水及び熱の影響並びに機械的衝撃等を受けない位置に設けること。

(イ) 電磁弁

- ① 燃料停止装置に用いる電磁弁（以下「電磁弁」という。）は、ガス器具用電磁弁又はこれと同等以上の性能を有するものとし、原則として直接操作によってのみ復旧するものとする。

- ② 電磁弁に供する電気配線（不燃材料で造られた箱、機器等に収納されている部分は除く。）は、通電されない場合に燃料の供給が停止するものを除き、耐火又は耐熱性能を有する配線等とする。

エ 手動起動装置は、火災の際に安全に接近して避難することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。又、同一厨房内に複数の自動消火装置を設ける場合は、容易に区別して作動させることができるよう手動起動装置付近の見やすい箇所に自動消火装置別に番号又は記号等を付した警戒区域図を設け、手動起動装置には、その番号等を付しておくこと。

オ 電源の供給方式は、次による場合を除き、コンセントを使用しないこと。

(ア) コンセントは容易に離脱しない構造であること。

(イ) コンセントは自動消火装置専用であること。

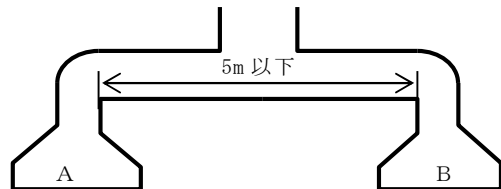
カ 自動消火装置を設置する場合、原則として一の認定品で被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置するものとするが、次に掲げる場合にあっては、認定品を組み合わせで設置することができる。

なお、認定品の組み合わせにより設置する場合の機器は、同一型式のものを使用するほか、相互に連動させること。この場合に認定時の放出口の数及び消火薬剤量は省略することはできないが、感知部が同一箇所に設置される場合にあっては、一の感知部で連動起動することができる。

(ア) 同一フードに複数のダクトの立ち上がりがある場合（この場合においては、ダクトの立ち上がりの数と同数の認定品を組み合わせで設置すること。）

(イ) 各防護対象物が大きく、一の認定合格品で警戒することができない場合

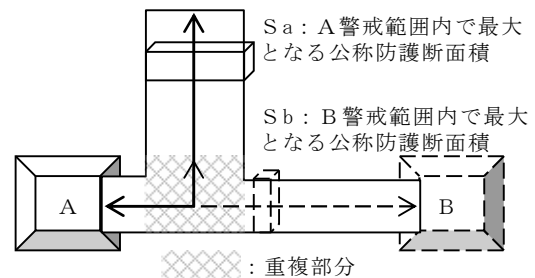
キ 二以上のフードが同一のダクトに接続されている場合で、ダクトの分岐点を経由して、それぞれのフード間の距離が5m未満の場合にあってはそれぞれのフードに設置される機器相互を連動させること。



A、B間の距離が5m未満の場合、A、B双方の自動消火装置を相互に連動させる。

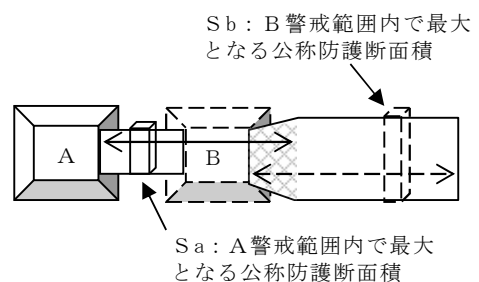
なお、この場合のダクト被防護断面積は、前(1)タによるほか、次によることができる。

(ア) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上の自動消火装置が連動される場合にあっては、ダクト部分をそれぞれのフード・ダクト用又はダクト用で重複して警戒する必要はないものであること。



Aに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積が  $S_a$  以上のものでなければならないが、Bに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積が  $S_b$  以上のものとする。

(イ) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上の自動消火装置が連動される場合には、一のフード・ダクト用又はダクト用のダクト被警戒長さの範囲内に他のフード・ダクト用又はダクト用が設置される場合のダクト被防護断面積は、他の装置に至るまでのダクトの最大面積とすることができる。



Bに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積が  $S_b$  以上のものでなければならないが、Aに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積が  $S_a$  以上のものとする。

ク 排気用ダクト部分でダクト被警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置により自動消火装置の機能に障害を生じないものとする。

ケ 自動消火装置は、火災伝送防止装置としての防火ダンパーとは併用しないこと。

## ◇ 条例

### (4) フード・ダクト用の基準

ア 排気用ダクトのダクト被防護断面積、ダクト被警戒長さ及び風速等に応じて、十分な消火薬剤量を確保すると共に感知部及び放出口を防護対象物に対し有効に消火できるよう設置すること。

イ 排気用ダクト内部の風速が毎秒5mを超える場合には、ダクト被警戒長さの外側（フードに接続されていない側に限る。）に消火薬剤放出のための起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。ただし、当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあつては、この限りでない。

ウ 消火時にダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより、所要の消火性能を確保する方式のものにあつては、当該ダンパーは前記イの規定に準じて設置すること。この場合には、フード部分から当該ダンパーまでの体積に応じ十分な消火薬剤量を確保すること。

エ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

### (5) ダクト用の基準

フード部分に関する事項を除き、前記(4)の例によること。

### (6) レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準

ア フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積を有するものを設置すること。

イ 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤（ハロン1301を除く。）を使用するものにあつては、常時人がいる場所には設置しないこと。

ウ 感知部及び放出口はグリスマルター、グリスイクストラクター、その他の物品により、その作動が妨げられない位置に設置すること。

### (7) 下引ダクト用基準

ア 下方排気方式ガス機器内部及び接続するダクトの容積（グリスマルター又はグリスイクストラクター等より排気口側の部分）並びに風速等に応じて十分な消火薬剤量を放出できること。

イ 感知部及び放出口は、下方排気方式ガス機器の構造に応じて下方排気方式ガス機器の製造者が指定する位置に有効に消火ができるように設置すること。

ウ 一の下引ダクト用に複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

エ フード・ダクト用等簡易自動消火装置を用いて下方排気方式ガス機器内部及び下引ダクト内部を有効に消火できる場合は、前記アからウによらないことができる。

### (8) 消防用設備等の緩和

この基準により自動消火装置を設置した場合には、次の各号により消防用設備等を緩和することができる。

ア この基準に適合する自動消火装置を設置した防火対象物の厨房等の部分については、消火器具の能力単位を減することができるものであること。又、自動消火装置が設置された厨房機器の部分は消防法施行規則第6条第6項の規定については、適用しないことができる。ただし、消火器具の能力単位の5分の1以上を緩和することはできない。

イ 厨房設備（液体燃料を使用するものを除く。）が設置されている部分に、施行令第12条に定める技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置（ただし、当該各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離を1.7m以下とした場合に限る。）し、かつ、すべてのフード等に自動消火装置が設置されている場合にあつては、令第32条の規定を適用（要特例申請）し、令第13

条第1項第7欄に規定する消火設備を設置しないことができる。

◇●2平成25年1月1日追加

## ●3 急速充電設備

急速充電設備に充電する設備は条例第15条の2の規定によるほか、次によること

(1) CHAdeMO協議会による急速充電設備の様、構造及び設置の基準（以下「CHAdeMO基準」という。）に基づき作製されたものは第15条の2第1号、第3号、第12号、第16号から第18号を除く規定を満たしているものとして差し支えない。

なお、CHAdeMO協議会では、CHAdeMO基準を満たしているものだけがCHAdeMOロゴを表示できる制度としている。



※ CHAdeMOロゴ

◇(1)令和7年1月1日改訂

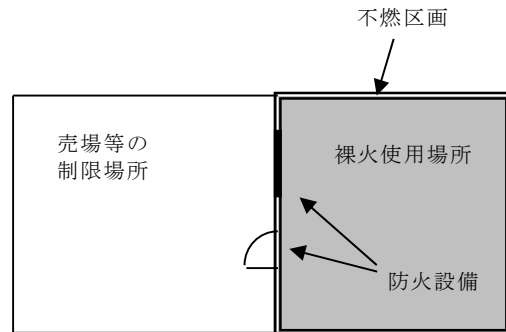
(2) 自動車等の衝突を防止する措置としては、車止めや鋼製又は樹脂製のポール、ガードパイプ等の設置が想定されるが、充電操作、換気、点検及び整備に支障がないようにすること。

◇●3平成25年1月1日追加

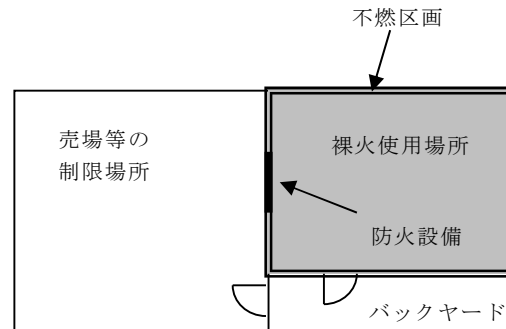
## ●4 火の使用に関する制限 ☆

条例第23条第1項に規定する「喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険な物品を持ち込んで서는ならない場所」は、昭和59年消防局告示第1号によるが、そのうちの制限を受けない場合については、次図を参考とすること。なお、この場合の不燃区画とは、床、壁及び天井を下地を含めて不燃材料で造り、裸火等の制限場所に直接面する部分の主要な出入口を随時開くことのできる自動閉鎖式又は随時閉鎖できる煙感知器連動による自動閉鎖式の防火設備、その他の制限場所に直接面する開口部を防火設備とした区画をいうものであること。

(1)



(2)





●5 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い等

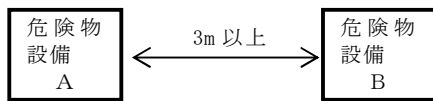
(1) 条例第31条の規定による指定数量5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取扱う設備の指定数量の算定にあたっては次の例によること。

なお、この算定にあたっての少量危険物若しくは少量危険物未満の危険物を貯蔵又は取扱う危険物設備（以下「危険物設備」という。）の範囲には、危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の付属設備を除く。

※ 危険物設備とは、吹付塗装設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置等をいう。

ア 屋外に設ける場合の算定

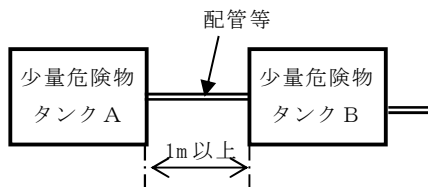
(7) 危険物設備の離隔が相互に3m以上の場合は、それぞれ一つの危険物施設として算定する。ただし、配管等で接続され、危険物の1日の取扱い量が指定数量以上となるものは、危険物規制を受ける場合があること。



A、Bごとに算定

※ ●5各説明図の「危険物設備」とは少量危険物若しくは少量危険物未満の危険物を貯蔵又は取扱う危険物設備を表し、「少量危険物」とは特に少量危険物を貯蔵又は取扱うものを表す。

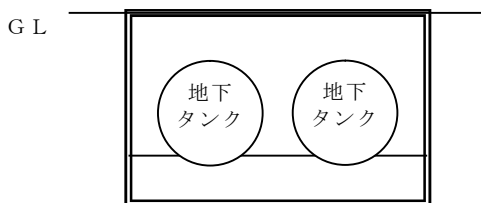
(1) 少量危険物である屋外タンクの離隔が相互に1m以上の場合は、それぞれ一つの危険物施設として算定する。ただし、配管等で接続され、危険物の1日の取扱い量が指定数量以上となるものは、危険物規制を受ける場合があること。



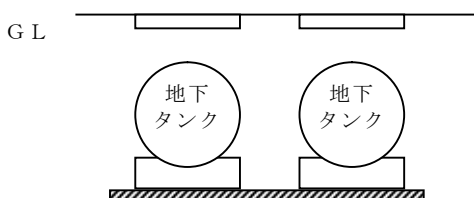
A、Bごとに算定

(9) 地下タンクは、当該タンクごとに算定するが、次の場合は、一つの地下タンクとして算定する。

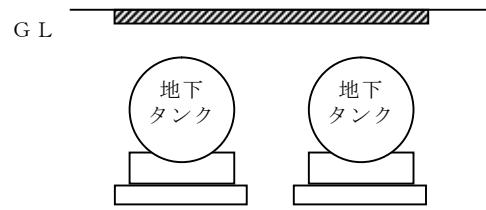
① 同一のタンク室内に設けるもの



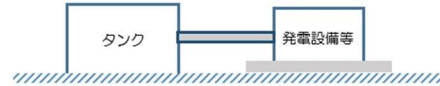
② 同一の基礎に設けるもの



③ 同一の上部スラブで覆われているもの



(1) タンクと設備が同一工程の場合  
貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。



図のような同一工程の場合、タンク容量と発電設備等の24時間（最大）消費量で、いずれか大きい方を危険物の数量とする。

◇(1)ア(1)令和7年1月1日追加

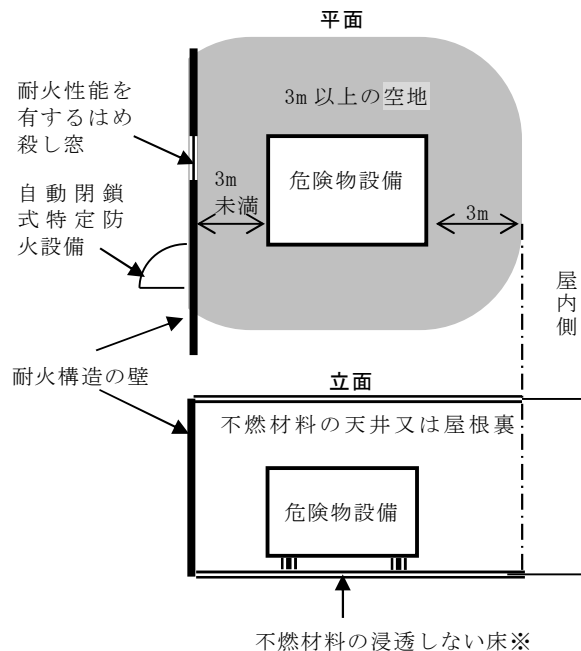
イ 屋内に設ける場合の算定

原則として一つの建物内の危険物設備を全て合算して算定するが、次のいずれかに適合している場合は、当該場所を一の貯蔵・取扱い場所として算定する。

(7) 危険物設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の付属設備を除く。）の周囲に幅3m以上の空地が保有されていること。

◇(1)イ(7)令和7年1月1日改訂

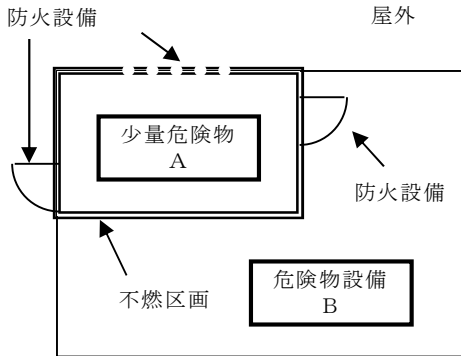
(1) 上記(7)において、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。



耐火構造の壁等に設ける出入口については自動閉鎖式特定防火設備、その他の開口部については耐火性能を有するはめ殺し窓、FD付のダクト等・ガラリ及び区画貫通処理をした電気配線等に限る。  
※ 浸透しない床とは、液体の危険物を貯蔵又は取扱う場合に必要

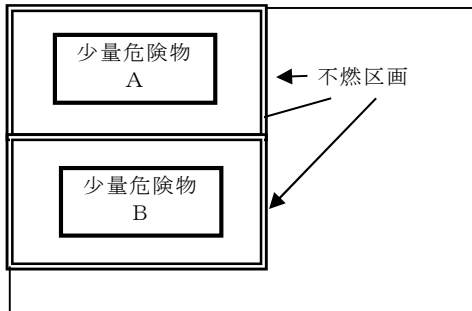
◇ 条例

- (ウ) 危険物を貯蔵し、又は取扱う部分が入り口以外の開口部（◇条例●1(16)の換気ダクト等を除く。）を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されていること。

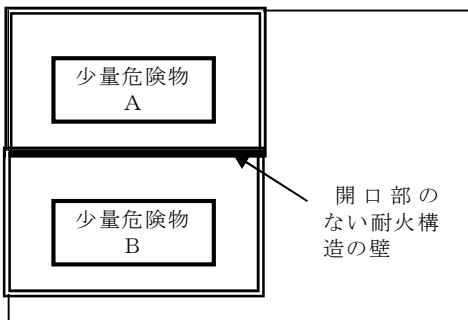


少量危険物 A と危険物設備 B はそれぞれ一つの危険物設備として算定する。

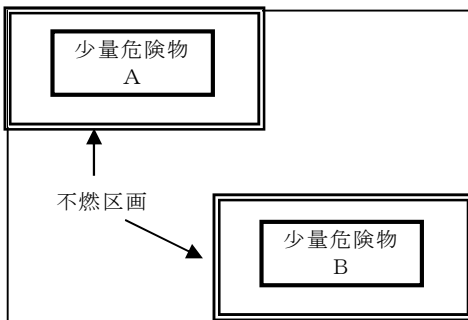
- (イ) 少量危険物の区画が隣接する場合は、前記(1)イ(イ)による耐火構造の壁で区画されている場合を除き合算して算定すること。



A と B を合わせて算定

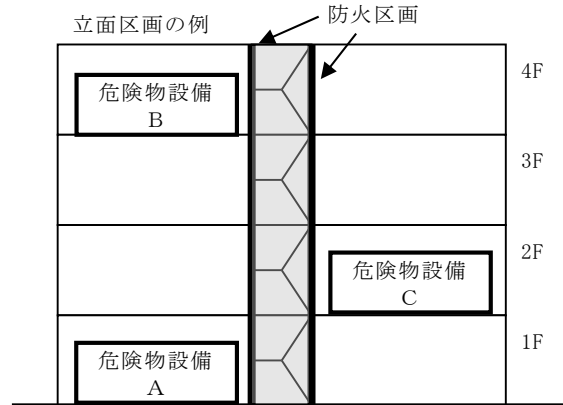


A、B ごとに算定

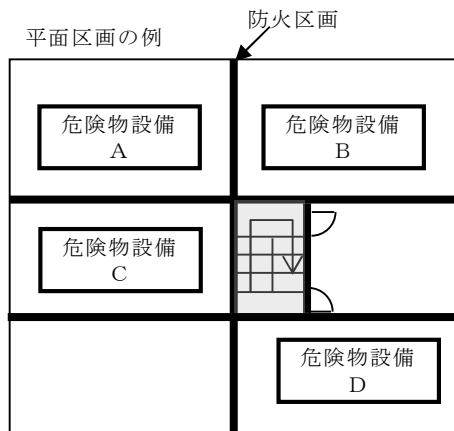


A、B ごとに算定

- (オ) 危険物設備が有効に防火区画されている部分に設けられている場合の算定は、隣接しない防火区画に設けるものに関し、防火区画ごとに算定する。

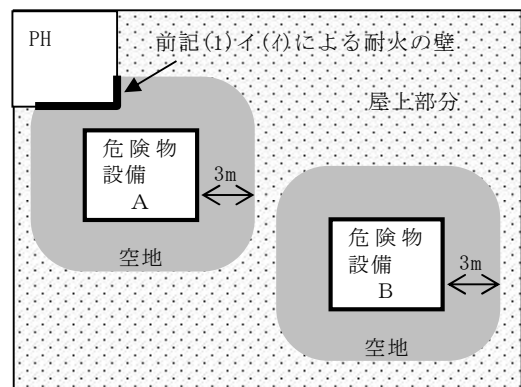


A + B と C ごとに算定



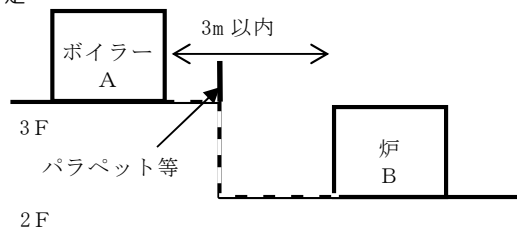
A + B + C と D ごとに算定

- ウ 屋上に設ける場合の算定

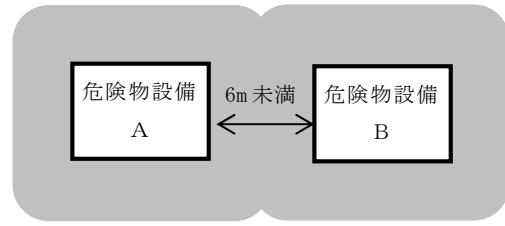


A、B ごとに算定

- エ 屋上に設ける場合で、設置階が異なる場合の算定

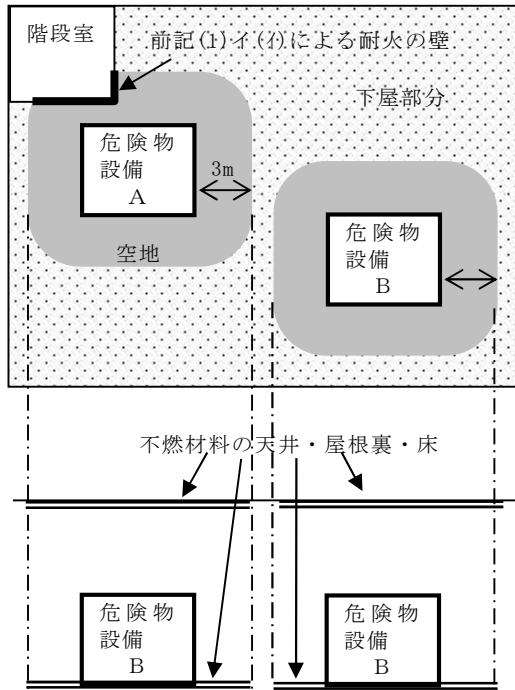


----- 部分の長さが 6m を超える場合は、水平方向の離隔が 3m 以内であっても A、B ごとに算定する。  
 なお、上階の屋上部分に高さ 110cm 以上の耐火構造のパラペット、手摺壁を設けた場合は ----- が 6m 以下であっても A、B ごとに算定する。



A と B を合わせて算定

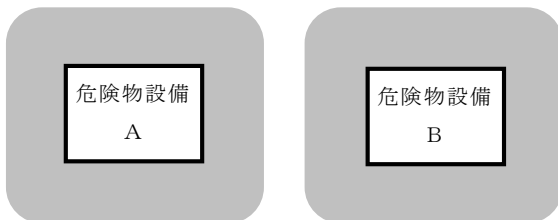
オ 下屋等に設ける場合の算定



A、B ごとに算定

カ 上記空地は次によること。

- (ア) 延焼の阻止を妨げる物品や通行・消火作業等に支障となる物品が置かれていないこと。
- (イ) 上階がある場合にあっては上階の床裏又は天井までをいう。
- (ロ) 上階がない場合は、天井、天井がない場合は屋根裏までをいう。
- (ハ) 空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、耐火配線工事、不燃材料で作成する等有効に火災拡大の防止措置がとられていること。
- (ニ) 複数の危険物設備がある場合は、その空地を共有することはできない



A、B ごとに算定

(2) 条例 31 条の 2 第 1 項第 12 号の規定による「防火上有効な隔壁で区画された場所」とは次のアからオが該当する。

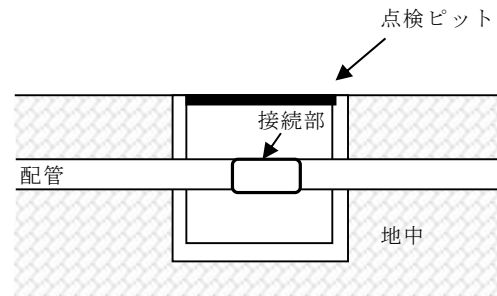
- ア 屋外であって、火源等から安全と認められる十分な離隔を有している場所
- イ 屋内であって、周囲 50%以上が開放され、かつ、火源等から安全と認められる十分な離隔を有している場所
- ウ 屋内であって、不燃区画され、かつ、当該区画内に火源がない場所
- エ 屋内であって、不燃材料で造られた塗装ブースを設け、かつ、火源等から安全と認められる十分な離隔を有している場所
- オ その他上記アからエと防火上安全と認められる場所

◇(2)平成 26 年 1 月 1 日追加

(3) 条例 31 条の 2 第 1 項第 14 号の規定による「廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること」とは油分離装置、中和装置等を設置し、未処理の廃液を流出させないことをいう。

◇(3)平成 26 年 1 月 1 日追加

(4) 条例 31 条の 2 第 2 項第 9 号の規定による「危険物の漏洩を点検することができる措置」とは、点検ピットを設けること等が該当する。



◇(4)平成 26 年 1 月 1 日追加

(5) 条例 31 条の 3 の 2 第 2 号の規定による「窓及び出入口にはガラリ、フード、換気扇等も含まれ、当該区画の外壁面にあるものも該当するものであること。ただし、ダクト及び換気扇等（ガラリは除く。）については上部 3.6m 以内に開口部（防火設備及び 100 平方 cm 以下のダクト等は除く。）がなく、かつ、他の建築物又は隣地境界等から 1 階にあっては 3m 以上、2 階以上にあっては 5m 以上の離隔があるものは、この限りではない。又、当該屋内区画を貫通する電気配線、100 平方 cm 以上のダクト及び換気扇等には F D 等、配管等の貫通部分はモルタルの充填等の防火措置が必要であること。

◇(5)平成 26 年 1 月 1 日追加

(6) 条例 31 条の 3 の 2 第 3 号の規定による「傾斜」とは円滑に貯留設備（ためます等）に流入する程度の勾配とし、また、「貯留設備」の大きさは貯蔵し、又は取扱う危険物の量に応じたものでなければならないが、少なくとも縦、横及び深さをそれぞれ 30cm 以上とすること。

◇(6)平成 26 年 1 月 1 日改訂

(7) 条例 31 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号の規定による「採光、照明及び換気の設備」は次による。

◇ 条例

- ア 照明設備が設置され、十分な照度を確保していれば、採光を設けないことができる。
- イ 危険物の取扱いが、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。
- ウ 換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）がある。なお、強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇する恐れのない場合は、換気設備を併設する必要はない。

(8) 条例 31 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号の規定による「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、次の例が該当する。

- ア 引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- イ 引火点が 40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

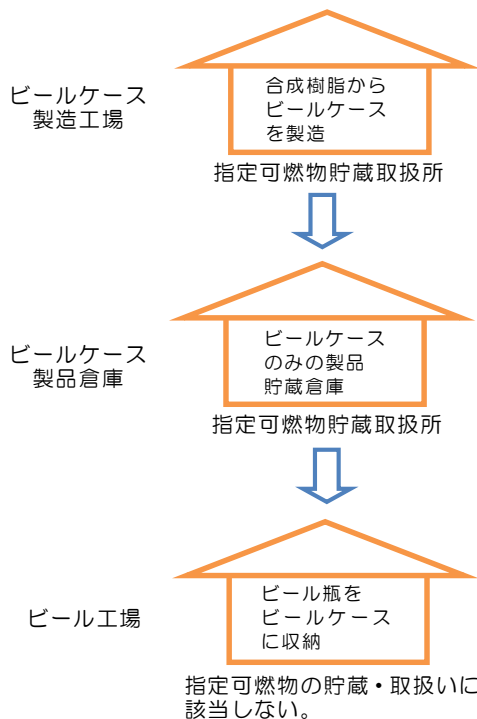
(9) 条例 31 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号の規定による「高所に排出する設備」とは、軒高以上又は地盤面から 4m 以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から 1 m 以上離れている場所をいう。

◇ ●5 平成 24 年 1 月 1 日追加

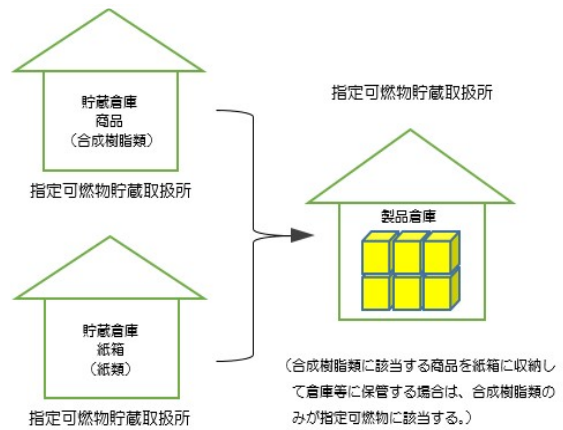
● 6 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い等

(1) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

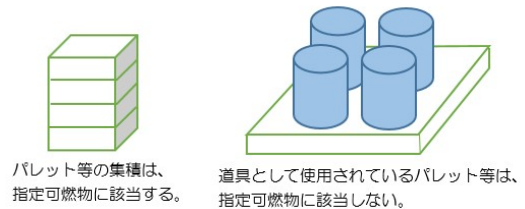
- ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用されるもの（図書館の本、学校の机等）
- イ 倉庫等の保温・保冷のために断熱材として使用されているもの
- ウ 販売目的で陳列又は展示しているもの
- エ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用しているもの（第 1 図～第 3 図参照）



< 第 1 図 >



< 第 2 図 >



< 第 3 図 >

◇ (1) 令和 7 年 1 月 1 日追加

- (2) 同一場所の取扱いは、◇ 条例 ●5 「指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い等」(1)を準用する。
- (3) 条例第 33 条第 2 項(1)に規定する「空地」は、次によること。
  - ア 延焼の阻止を妨げる物品や通行・消火作業等に支障となる物品が置かれていないこと。
  - イ 上階がある場合にあっては上階の床裏又は天井までをいう。
  - ウ 上階がない場合は、天井、天井がない場合は屋根裏までをいう。
  - エ 空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、耐火配線工事、不燃材料で作成する等有効に火災拡大の防止措置がとられていること。
- (4) 条例第 33 条第 2 項(2)に規定する「壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った」とは、◇ 条例 ●1 「火を使用する設備」(15)から(16)によること。
- (5) 条例第 34 条第 2 項(2)に規定する「適量を保つための散水設備等」とはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又はそれらと同等の効果を有する散水設備が該当する。
- (6) 条例第 34 条第 2 項(3)ウに規定する「火災の延焼を防止するための水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、防火性能を有する材料で有効に区画（不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料（準不燃材料、難燃材料のほかこれに類する防火性を有する材料）を用いて小屋裏に達するまで完全に区画）するか、又はドレンチャー設備、スプリンクラー設備、防火シャッター等を設けるなど防火上有効な措置を講じることが該当する。

◇ (6) 平成 24 年 1 月 1 日改訂

- (7) 条例第 34 条第 2 項(4)イに規定する「廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又はそれらと同等の効果を有する散水設備が該当する。

◇ (7) 平成 24 年 1 月 1 日改訂

(8) 別表第 8 指定可燃物の品名補足

トッブ状の繊維	原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて 1 本 1 本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので、製糸工程前の状態のもの（天然繊維、合成繊維の別は問わず、羽毛も該当）
不燃性	無機質繊維（ガラス、石棉等） 45 度傾斜バスケット法燃焼試験基準
難燃性	塩化ビニル、塩化ビニリデン、ポリクラーロ
木毛	木材を細薄なひも状に削ったもの（緩衝材、木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの繊維等）も該当
かなくす	手動又は電動かんなを使用した木材の表面加工の際にでる木くす（おがくすや木くす端は木くす、木材加工品に該当）
ぼろ、紙くす	繊維製品、紙、紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ破棄されたもの（古雑誌、古新聞、製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等）
糸類	不燃性、難燃性でないもの（糸くすを含む。）及び繭（紡績工程後の糸、繭）、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等、合成樹脂の釣り糸も該当
わら類	乾燥わら、わら製品（俵、こも、なわ、むしろ等）、乾燥藁（イ草を乾燥したもので畳表、ござ等）、干し草（含水量 11% 以上の乾燥した葉たばこや製品となつたたばこは該当しない。）
再生資源燃料	RDF（Refuse Derived Fuel）資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源燃料を原材料とする燃料をいう。 RDF：ごみ固形化燃料：生ごみやプラスチックごみなどの廃棄物から作られる固形燃料 RPF：古紙と廃プラスチックから作られる固形燃料 汚泥燃料：下水汚泥乾燥物、有機汚泥（製紙スラッジ）等 木質チップ類：木質チップ、木質ペレット等 鶏糞燃料等
可燃性固体類	クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等
石炭・木炭類	石炭（無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭）、木炭、コークス（石炭を乾留）、豆炭、練炭、たどん、活性炭及びこれらに類するもの（カーボンブラックは非該当）

可燃性液体類	危険物第 4 類引火性液体から除外されたもの ① 第 2 石油類の塗料その他の物品で、可燃性液体量が 40%以下であって、引火点が 40℃以上、かつ、燃焼点が 60℃以上の液体であるもの（危則第 1 条の 3 第 5 項） ② 1 気圧において温度 20℃で液状の第 3 石油類、第 4 石油類の塗料類その他の物品であって、可燃性液体量が 40%以下のもの（危則第 1 条の 3 第 6 項） ③ 動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したもので、一定のタンクに加圧しないで、常温で貯蔵保管されているもの又は一定の容器に収納されたもの 動植物油：ヘッド、ラード、ラノリン等 引火性液体の性状を有する物品：塗料類（非危険物）、接着剤等
木材加工品	製材した木材、板、柱、家具類、丸太で使用する電柱材、建築用足場、折括、経木等（空間容積は含まない。）
木くす	製材過程で出る廃材、おがくす、木端（軽く圧して水分があふれる程度に浸漬したものは非該当）
合成樹脂類（発泡させたもの）	石油などから科学的に合成される高分子物質で不燃性又は難燃性でない樹脂状の総称で、半製品、原料、くすを含む。 ※ 酸素指数 26 以上のものは不燃性、難燃性として扱う。（酸素指数 26 以上又は液状のもの） フェノール樹脂、ふっ素樹脂、ポリアミド、ポリ塩化ビニリデン、ポリ塩化ビニール、ユリア樹脂、けい素樹脂、ポリカーボネート、メラミン樹脂、アルキド樹脂（液状） ※ 合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくすは除かれる。 発泡させたもの（発泡率がおおむね 6 倍以上のものが該当する。）：食品トレー（発泡率 20～30 倍程度）、電化製品梱包用箱、魚箱（発泡率 50～60 倍程度） 合成樹脂：アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂、エポキシ樹脂接着剤以外のもの、不飽和
合成樹脂類（その他のもの）	ポリエステル樹脂、ポリアセタール、ポリウレタン、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリビニルアルコール（粉状）、ポリプロピレン、ポリメタクリル酸メチル、アクリルゴム、シリコンゴム、エポナイト （難燃化処理により酸素指数 26 以上となるものもある。） 天然ゴム：生ゴム、ラテックス、接着剤等 合成ゴム：スチレンブタジエンゴム、ニトリルブタジエンゴム、ネオプレンゴム、ブチルゴム、ステレオラバー、ハイパロン、ふっ素ゴム、ウレタンゴム 再生ゴム：タイヤ・チューブ再生品 ゴム製品：タイヤ、ゴム長靴等（ゴム容積又は重量が 50%以上の製品又は半製品等）

◇ 条例

(11) 品名が異なる場合の取扱い

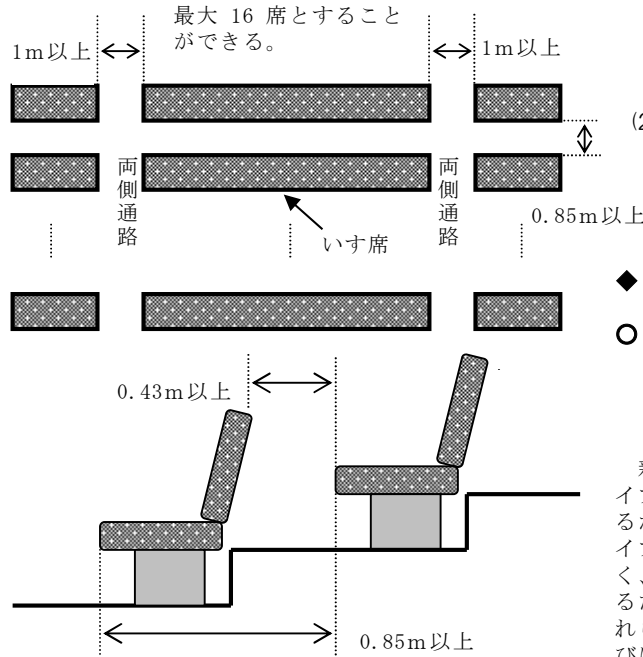
ア 品名が異なる指定可燃物が一体となって、容易に分離できないものは、いずれかの重量又は体積が50%以上の品名のものに該当する。

イ 指定可燃物とそれ以外の物品が一体となって、容易に分離できないものは、指定可燃物の重量又は体積が50%以上である場合に指定可燃物に該当する。

◇●6平成24年1月1日追加

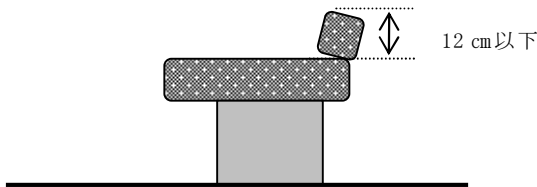
●7 避難管理

(1) 条例第41条の2に規定する「消防長が……避難上支障がないと認めるとき」とは、横に並んだいす席の両側の通路幅を1m以上、かつ、前後のいす席の間隔を0.85m以上及び座面の先端と前席のいす背の後端との水平距離を0.43m以上とした場合等のことをいう。なお、それらの場合においては、第41条第1項第4号アの「いす席10席」を「いす席を最大16席」とすることができる。 ☆

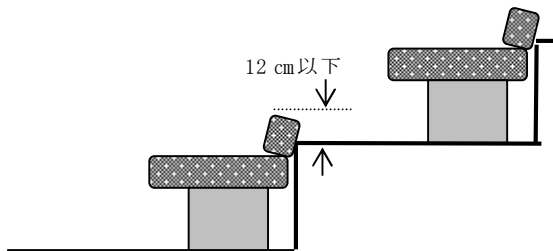


(2) 条例第41条第1項第4号アに規定する「いす背がなく」とは、次の場合をいう。

ア いすの設置場所に段差がない場合



イ いすの設置場所に段差がある場合



(3) 条例第45条第1項第3号に規定する「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、火災発生時には自動

で解錠される構造のものであること。また、「屋内からかき等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、避難しようとする際に、鍵、ICカード、暗証番号、指紋照合等の操作を用いることなく容易に解錠できる構造のものであること。

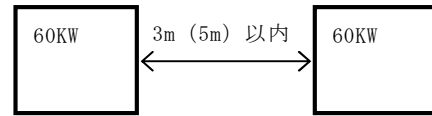
◇(3)平成24年1月1日改訂

●8 届出

条例第49条に規定する届出は次によること。

(1) 届出設備の要件となる容量等については、それぞれの個別当該設備の容量であり、合算しないものであること。(厨房設備を除く。)

近接して設置された温風暖房機



入力とは合算するが、届出の必要単位は個別に判断する。(この場合には不要)

(2) ◇(2)令和7年1月1日削除  
◇●8平成25年1月1日追加

◆ 通知

○ 消防同意における火災予防条例第3条第1項第18号の3の運用について ☆

平成6年12月28日新消指第1211号  
消防局予防課長

新潟市火災予防条例第3条第1項第18号の3で、パイプシャフト等への電気設備等の設置が規制されているが、最近の建物はスペースの効率を生かすため、パイプシャフト等への電気、ガス設備を設ける場合が多く、これらパイプシャフト等は設計の早期に決定されるため消防同意の段階で指導することが望ましく、これらの状況を勘案し、また、他消防本部の指導指針並びに消防庁予防課・危険物規制課「逐条解説火災予防条例準則」及び(財)日本ガス機器検査協会発行(消防庁予防課・通産省・建設省監修)「ガス機器の設置基準及び実務指針」を踏まえ、下記により指導することとしたので通知します。

記

新潟市火災予防条例第3条第1項第18号の3の規定は、スペースの効率を生かすためガス配管、計量器等と電気配線等の電気設備が同一のパイプシャフトやピット内等の隠ぺい場所に設置する事が多くなり、経年変化や地震等によって万一燃料が漏れて滞留した場合に電気設備の開閉機、過電流遮断機、コンセント等の火花により出火するおそれがあるため、原則として、気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は火花の発生するおそれのある電気設備が設けられているパイプシャフト等の隠ぺい場所に設けないよう規定したものである。

ただし、次の条件を満足した場合「パイプシャフト、ピットその他漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」(以下「PS等」という。)に該当しない場所として取扱うことができる。

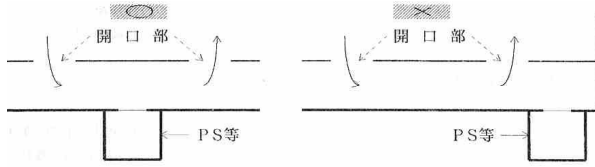
- 1 PS等が直接外気(開放廊下を含む。)に面していること。(下記(1)参照)
- 2 PS等の前面の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。(下記(2)参照)

(1) 開放廊下の条件

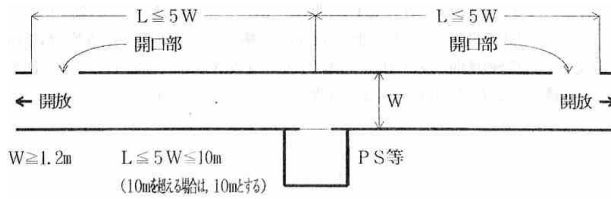
廊下等の一面は外気に開放されていることを原則とするが、壁、窓等で一部閉鎖されている場合、その開口条件は次のとおりとする。

ア 廊下等の開放条件

廊下等は、左右に風が吹き抜けることが必要で、PS の設置場所を中心に、左右両側に開口部があることを原則とする。



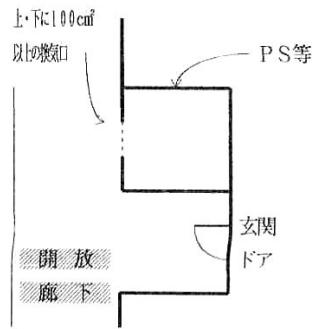
イ 開口部は PS 等の中心より左右に、それぞれ廊下幅 ( $W \geq 1.2\text{m}$ ) の 5 倍 ( $5W$ ) の範囲内 (ただし、その値が  $10\text{m}$  を超える場合には  $10\text{m}$  とする。) にあるもののみを有効な開口部とみなす。なお、横幅及び有効面積は後述オを参照すること。



ウ 開口部位置の特例

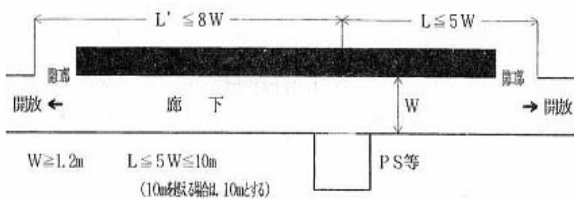
PS 等を開放廊下に接したアルコーブに設ける場合は以下によること。

- ・ PS 等の開放廊下側の上下に有効な換気口を設けること。
- ・ ガス機器を設置するに当たってはガス機器本体が、避難上及び家具、機材等の持込みに支障とならないようアルコーブ幅員に十分注意すること。
- ・ 有風時、燃焼排ガスが玄関ドア等から住戸内に流入しにくいよう、ドアの開閉方向に留意すること。



エ 開口部の配置

廊下等の開口部は、PS 等に近くできるだけ均等 (それぞれ  $5W$  以内) に配置し、1 つの PS 等に対して 2 箇所以上 (左右に配置する) を原則とするが、設置計画上でどうしても避けられない場合にあっては一方については  $5W$  以内に開口部を設け、かつ、他方についても  $8W$  以内に開口部を設けること。



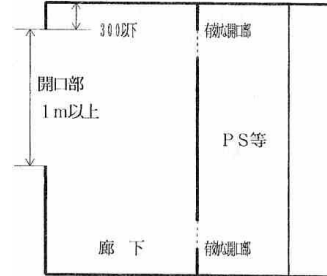
また、廊下幅の 5 倍 (8 倍) の範囲内に下がり壁を超える梁等 (300 mm 以上) がある場合、PS 等と当該梁等の間に開口部があること。

オ 開口部の大きさ

開口部は、 $5W$  以内 ( $300\text{mm}$  以上の梁等がある場合を除く。) の各開口部の合計が、横幅  $1.2\text{m}$  以上有効面積  $1.8\text{m}^2$  以上あり、常時開放されたものをいい、窓等閉鎖できるものを除く。

カ 隣接建物等との距離

PS 等を設置する廊下等は、原則としてその先端から隣地境界線まで  $0.5\text{m}$  以上とし、かつ隣接建物の外壁 (同一建築物の場合は廊下等の先端から外壁等までの距離をいう。) までは、 $1\text{m}$  以上の空間を有すること。



キ 開口部の上端等

開口部の上端は廊下天井面になるべく近づけ、下り壁のある場合、その寸法は  $300\text{mm}$  以下とし、手すり等の上端から下り壁 (小梁、たれ壁) 等の下端までの高さは  $1\text{m}$  以上であること。

ク 階段室型建築物

PS 等が直接外気に面している以外は、開放階段であっても原則として「漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」として取扱うものとする。

(2) 有効な換気口

上部及び下部にそれぞれ  $100\text{cm}^2$  以上の開口面積を確保すること。

また、「電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合」とは、開閉器、コンセント等にあつては安全増防爆構造 (正常な運転状態にあれば、火花若しくはアークを発生せず又は高温とならない部分について、異状を生じて火花若しくはアークを発生、又は高温となることを防止するため構造上特に安全度を増した構造をいい、接続部を工場生産の金属ボックスに入れ埋めもどした場合、ケーブルの分岐部を工場生産の分岐ケーブルで仕上げた場合も安全増防爆構造に準じたものとする。) にすることをいい、また、配線にあつては、電気設備技術基準第 194 条の金属管工事又は電気設備技術基準第 201 条のケーブル工事としうえさらに次の措置を講じた場合をいう。

1 金属管工事による場合

(1) 金属管相互間及び金属管とボックスその他の附属品等とは、5 山以上ねじを合わせて接続するか、これと同等以上の効力のある方法により堅ろうに接続すること。

(2) 電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いるか、これと同等以上の方法によること。

2 ケーブル工事による場合

ケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は防じんパッキン方式又は防じん固着式により処理するか、これと同等以上の方法によること。

その他

1 この運用に当たり疑義が生じた場合は局予防課長と協議するものとする。

2 この運用は、平成 7 年 1 月 1 日からとする。

3 この運用について、現に設置されているパイプシャフト等又は、現に設置の工事中であるパイプシャフト等でこの運用の規定に適合しないものに係る位置及び構造の基準については、この運用にかかわらず従前の例による。

## ◇ 条例

この運用は、平成6年12月16日において、北陸ガス株式会社と合議済である。

### ○ パイプシャフト内のガス機器の設置について ☆

平成19年1月10日新消予第671号  
新潟市消防局予防課長

平成18年8月9日付けで依頼のありましたこのことについて、貴社との協議及び消防庁予防課・危険物規制課編集「逐条解説火災予防条例準則」並びに(財)日本ガス機器検査協会発行(経済産業省原子力安全課・日本建築行政会議・全国消防長会監修)「ガス機器の設置基準及び実務指針」を踏まえ、下記のとおり回答します。

記

新潟市火災予防条例第3条第1項第18の3号の規定は、スペースの効率を生かすためガス配管、計量器等と電気配線等の電気設備が同一のパイプシャフトやピット内等の隠蔽場所に設置することが多くなり、経年劣化や地震等によって万一燃料が漏れて滞留した場合に電気設備の開閉器、過電流遮断器、コンセント等の火花により出火するおそれがあるため、原則として、気体燃料を使用する炉の配管、軽量器等の付属設備は火花の発生するおそれのある電気設備が設けられているパイプシャフト等の隠蔽場所に設けないよう規定したものである。しかし、以下の条件を満たした場合は「パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」(以下パイプシャフト等という。)に該当しない場所として取り扱うことができるとしている。

- ・パイプシャフト等が直接外気(開放廊下を含む。)に面していること。
  - ・パイプシャフト等の前面の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。
- また、「電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。」と、一部例外規定を設けている。

#### 1 中廊下に面したパイプシャフト内のFF式(強制給排気式)ガス機器の設置

上記により中廊下は非開放廊下部分となるため、パイプシャフト等に有効な換気口を設けても、漏れた燃料が滞留するおそれのある場所に該当しない場所とはならず、設置はできない。

#### 2 袋小路等へのガス機器の設置

袋小路については、ガス機器も開放部分まで排気筒を延長しているにもかかわらず、パイプシャフト等も漏れた燃料が滞留するおそれのある場所に該当しない場所とはならず、設置できない。

また、アルコーブについてはすでに「申し合わせ」に記載のとおり、開放廊下面に有効な換気口を設けることにより、漏れた燃料が滞留するおそれのある場所に該当せず設置が可能となる。

#### 3 開放廊下の開口部の範囲及び大きさ

平成6年12月16日付け貴社との合意事項の2(1)イ、エ及びオについては、(財)日本ガス機器検査協会発行「ガス機器の設置基準及び実務指針(第6版)」

3.3-4(2)開放廊下の開口部の位置、範囲、大きさのとおりとする。ただし、パイプシャフトから当該開口部の範囲内に下がり壁を超える梁等(300mm以下)がある場合は、パイプシャフトと梁等の間に開口部があること。

### ○ 蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて

令和4年4月21日新消予第44号

「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて」(令和4年3月31日付け消防予第155号消防庁予防課長通知)にて蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて示されたことから、

下記のとおり通知します。

記

蓄電池を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出荷防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第3に定めるものであるときは、当該箱ごとに「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号)第3条第17号に定める「蓄電池設備」への該当が判断されるものであること。

### ○ コンテナ等の内部に設置する蓄電池設備の取扱いについて

令和4年4月21日新消予第45号

「コンテナ等の内部に設置する蓄電池設備の取扱いについて」(令和4年3月31日付け消防予第156号消防庁予防課長通知)にてコンテナ等の内部に設置する蓄電池設備の取扱いについて示されたことから、下記のとおり通知します。

記

#### 1 設置場所について

蓄電池設備(4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)をコンテナ等(輸送用コンテナその他の不燃材料で造られた室で、内部に人が立ち入ることができる構造のものをいう。以下同じ。)の内部に設置する場合は、火災予防条例第13条第3項に規定する「屋外に設ける蓄電池設備」に該当しないものであること。

#### 2 換気設備について

火災予防条例第11条第1項第4号を準用する第13条第2項では、蓄電池設備に屋外に通ずる有効な換気設備を設置することとされている。

この規定は、強制換気方式又は自然換気方式の換気設備による蓄電池設備の温度上昇の防止や、蓄電池設備から発生する可燃性ガス等の排出を主旨とするものであること。コンテナ等に設置する換気設備を随時開放可能な自然換気方式とする場合の「有効な換気設備」とは、コンテナ等及び蓄電池設備が次に掲げる要件を満たすことを想定するものであること。

- (1) コンテナ等の開口部が屋外に面しており、外部から容易に開放できる構造で、換気に十分な開口面積(コンテナ等の床面積に対して、概ね20分の1以上の面積をいう。)を有していること。
- (2) 蓄電池設備に温度上昇や電氣的な異常が生じた場合に、当該異常をコンテナ等の外部で検知することができる機能を有していること。

#### 3 消防法令上の取扱いについて

コンテナ等に係る消防法令上の取扱いについては、「コンテナ型データセンターに係る消防法令上の取扱いについて」(平成23年3月31日付け消防予第96号消防庁予防課長通知)のコンテナ型データセンターに係る運用指針を準用すること。

### ○ 新潟市火災予防条例の運用について

令和5年7月5日新消予第214号

「新潟市火災予防条例の一部を改正する条例」(以下「改正条例」という。)が令和5年7月5日付けで公布されたことから、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を下記のとおりとしたので、通知します。

記

#### 1 急速充電設備の定義について

新潟市火災予防条例(以下「条例」という。)第15条の2に規定する急速充電設備は、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備(以下「コネクタ型」という。)とし、充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとする。

なお、コネクタ型以外の急速充電設備は条例第



11 条に定める変電設備として、取扱われることとなるが、同附則第 2 項により、本規定の施行の際に現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、従前の例によること。

## 2 分離型の急速充電設備に係る取扱い

急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体（以下単に「設備本体」という。）と充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備として規定した。

充電ポストは、単にコネクタ及び充電ケーブルを収納する設備であり、変圧等の機能を有するものではなく出火の危険性が低いものと想定されることから、条例第 15 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を適用しないこととした。

また、蓄電池は出火の危険性が増加するおそれがあることから、主として保安のために設けるもの（4 参照のこと）を除き、充電ポストには内蔵しないこととした。

なお、分離型の急速充電設備について、設備本体を屋外に設置し、充電ポストを屋内に設置すること（又はその逆）も可能であること。この場合、条例第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の適用にあたっては、設備本体の設置場所により判断すること。

## 3 手動緊急停止措置について

手動緊急停止措置は、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があるものとして明確化した。

なお、「速やかに操作することができる箇所」とは、一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポスト等に設けることなどが考えられる。

## 4 急速充電設備に内蔵する蓄電池について

急速充電設備に内蔵する蓄電池について、主として保安のために設けるものは条例第 15 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる措置を要しないこと。

なお、「主として保安のために設けるもの」とは、停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当するものであること。

## 5 特例の適用について

改正条例施行日前に、全出力が 200 k w を超える急速充電設備の設置に係る届出があった場合については、昨今の社会的要請を踏まえ、改正後の条例に適合していると認められるときは、条例第 17 条の 3 の規定により、当該設備を急速充電設備として取扱うものとする。

通的に求められる地震時の転倒等防止措置として適正化を図った。また、所要の経過措置を設けることとした。

イ 「開放形鉛蓄電池」とは使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池が該当し、一般にベント式と呼ばれるものであること。

(3) 屋外に設ける蓄電池設備の建築物からの離隔距離（新条例第 13 条第 3 項関係）

7 号告示第 3 の「これらと同等以上の延焼防止措置が講じられたもの」の例としては、別紙 1 の 2 に掲げる標準規格に適合する蓄電池設備等が該当すること。

(4) 消防長への届出（新条例第 44 条関係）

相対的に火災の危険性が低いと考えられる蓄電池容量 20 キロワット時以下の蓄電池設備は届出を不要とした。

(5) その他

標準に規格への適合性については、第三者試験機関等により確認されたもののほか、メーカーや輸入代理店等が自ら所定の方法により確認したもので差支えないこと。

2 変電設備等に関する事項（新条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2 関係）

換気、点検及び整備に支障のない距離については、「キュービクル式」に限定して求めるべきものではないため、共通的に求められる措置として適正化を図った。また、当該規定を準用する燃料電池発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備も同様とする。

さらに、所要の経過措置を設けることとした。

3 固体燃料を使用する火気設備等に関する事項

固体燃料を使用する火気設備等の設置の届出の際、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 8 号）による改正後の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号。以下「新告示」という。）に定める試験により離隔距離を定めた機器の届出がなされる可能性があることに留意すること。

なお、新告示に定める試験方法・取扱いに関しては別紙 2 を参照すること。

別紙 1

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）の運用について

### 1 出火防止措置

(1) 新告示第 2 に定める出火防止措置

標準規格	備考
J I S C 8 7 1 5 - 2	リチウムイオン蓄電池を対象
J I S C 6 3 1 1 5 - 2	ニッケル水素蓄電池を対象

(2) 上記と同等以上の出火防止措置が定められた標準規格

標準規格	備考
I E C 6 2 6 1 9	リチウムイオン蓄電池を対象
I E C 6 3 1 1 5 - 2	ニッケル水素蓄電池を対象

### 2 延焼防止措置

(1) 新告示第 3 に定める延焼防止措置

標準規格	備考
J I S C 4 4 1 1 - 1	
J I S C 4 4 1 2	
J I S C 4 4 4 1	

(2) 上記と同等以上の延焼防止措置が定められた標準規格

標準規格	備考
J I S C 4 4 1 2 - 1	
J I S C 4 4 1 2 - 2	J I S C 4 4 1 2 - 1 で求められる安全要求事項について適合しているものに限る。
I E C 6 2 0 4 0 - 1	
I E C 6 2 9 3 3 - 5 - 2	

## ○ 新潟市火災予防条例の運用等について

令和 5 年 10 月 3 日新消予第 331 号

「新潟市火災予防条例の一部を改正する条例」が令和 5 年 10 月 3 日付けで公布されたことから、改正後の条例（以下「新条例」という。）の運用等を下記のとおりとしたので、通知します。

記

### 1 蓄電池設備に関する事項

(1) 蓄電池設備の規制対象の見直し

ア 蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられていることから、規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改める。

イ 蓄電池の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号。以下「7 号告示」という。）第 2 に定める「これらと同等以上の出火防止措置が講じられたもの」の例としては、別紙 1 の 1 に掲げる標準規格に適合する蓄電池設備等が該当する。

(2) 転倒等防止措置（新条例第 13 条第 1 項関係）

ア 改正前の本規定は、酸性又はアルカリ性の電解液を用いた開放型の蓄電池を想定して、転倒時の安全措置を規定したものとなっていたが、今般、酸性又はアルカリ性ではない蓄電池等も普及していることを踏まえ、各種蓄電池設備において共

# ◇ 条例

別紙 2

新告示に定める試験方法等に関する補足事項

- 最大投入量（新告示第 2 第 8 号関係）  
最大投入量は、原則は（1）に定める量とし、（1）に定める量が示されていない場合は、（2）に定める量とすること。なお、試験を行う際の最大投入量は、燃焼機器の本体又は説明書等に使用者に対してわかりやすく表示されること。  
(1) 通常想定される使用における最大の燃料投入量として燃焼機器のメーカーが指定する量  
(2) 燃焼機器のメーカーが公表している燃焼機器の最大出力及び燃焼効率から、以下の計算式により算出する量  
$$\text{最大投入量 (k g)} = \frac{\text{機器の最大出力 (k W)}}{\text{使用する固体燃料の発熱量 (k W/k g)} \times \text{燃焼効率 (\%)}}$$
  
※ 1 メーカー・販売者が仕様書等で示している値  
※ 2 固体燃料が藁の場合の発熱量は 5. 6 (k W/k g) とする。
- 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例（新告示第 5 号関係）  
本試験方法は、固体燃料を使用する燃焼機器のうち、薪又は木炭を燃料とし、使用者が手動でこれらの燃料を投入し、燃焼を行う構造であるものを対象とし、具体的には薪ストーブや炭火焼き器を想定したものであること。試験の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。  
(1) 試験に使用する固体燃料について  
試験に使用する固体燃料は、以下によることが望ましいこと。  
なお、燃焼機器には、使用できる固体燃料の種類について、本体又は説明書等に表示することが望ましいこと。  
ア 薪  
樹種はナラ又はカラマツとすること。含水率は 1 5 % 以下（調整 3 %）とすること。  
イ 木炭  
黒炭とすること。  
(2) 燃焼機器の予熱について  
試験の実施に当たり、燃焼機器の予熱が不足すると安定した燃焼が得られない傾向があることから、燃焼機器の予熱を十分に行うことが推奨されること。一方で、予熱を長時間行うことで灰などの燃料残渣物が蓄積し、燃焼機器の燃料投入量に誤差が生じることから、第 1 号において、予熱の時間は 3 時間を限度とすることとしたこと。  
(3) 燃焼のサイクルについて  
燃焼のサイクルを「繰り返す」とは、1 のサイクルの終了後に燃焼状態を維持し、次のサイクルを直ちに開始する作業を連続して行うことを想定していること。また、試験は 5 サイクル行う必要があること。  
(4) 第 5 サイクル目における注意点  
第 5 サイクル目は試験の最後に実施するサイクルであるが、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度であった場合、更にサイクルを続けた場合は最高温度を更新する可能性がある。このことから、第 5 サイクル目までに、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度を示していることが必要であることとしたこと。
- その他の留意すべき事項  
(1) 新告示により定められた離隔距離は、新告示第 5 及び第 6 に定める試験に適合した機器であれば、個別に試験を行う必要はなく、同仕様の機器にも適用可能であること。  
(2) 新告示第 5 及び第 6 に定める試験は、第三者試験機関等が実施したものに限らず、メーカーや輸入代理店等が自ら実施したものであっても差し支えないこと。

## ○ 新潟市火災予防条例第 23 条第 4 項から第 6 項までの規定及び第 41 条の 2 の規定を適用する際の運用基準について ☆

平成 16 年 8 月 12 日新消予第 402 号  
消防局予防課長

このことについて、「新潟市火災予防条例の一部を改正する条例」（平成 16 年新潟市条例第 31 号）の施行にあたり、「火災予防条例（例）の運用について」（平成 15 年 12 月 18 日付け消防予第 320 号消防庁予防課長・消防安第 238 号消防庁防火安全室長通知）を踏まえ、下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

- 新潟市火災予防条例第 23 条第 4 項から第 6 項までの規定及び第 41 条の 2 の規定を適用する際の運用基準

別紙のとおり

- 施行期日

この基準は、平成 16 年 8 月 12 日から施行し、平成 16 年 7 月 7 日から適用する。

別紙

新潟市火災予防条例第 23 条第 4 項から第 6 項までの規定及び第 41 条の 2 の規定を適用する際の運用基準（趣旨）

- この基準は、新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 23 条第 4 項から第 6 項までの規定及び条例第 41 条の 2 の規定を適用する際の運用基準を定めるものとする。

（全面禁煙の措置）

- 条例第 23 条第 4 項第 1 号の消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に定めるところによる。ただし、防火対象物の個々の状況から判断して、全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、一部の措置を免除することができるものとする。

(1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(2) 定期的な館内巡視

(3) 当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送

(4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

（階禁煙の措置）

- 条例第 23 条第 5 項ただし書の消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に定めるところによる。ただし、防火対象物の個々の状況から判断して、当該階が全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、一部の措置を免除することができるものとする。

(1) 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(2) 定期的な館内巡視

(3) 当該階の全面的喫煙禁止及び他階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送

(4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

（標識の様式等）

- 条例第 23 条第 4 項第 1 号及び第 5 項に規定する標識については、次に定めるところによる。

(1) 色は、地を赤色、文字を白色とする。

(2) 寸法は、幅 25 センチメートル以上、長さ 50 センチメートル以上とする。

(3) 当該標識の記載例は次のとおり

ア 条例第 23 条第 4 項第 1 号に規定する標識

(ア) 「全館禁煙」

(イ) 「当百貨店は全館において禁煙です。」

イ 条例第 23 条第 5 項に規定する標識

(ア) 「この階は禁煙です」

(イ) 「当劇場においてこの階は禁煙です。喫煙所は〇〇階にあります」

（標識の設置）

- 標識の設置については、次に定めるところによる。

(1) 条例第 23 条第 4 項第 1 号及び第 5 項に規定する標識に併せて図記号による標識を設ける場合は、条例別表第 7 に定める図記号とすること。

(2) 条例第 23 条第 4 項第 1 号及び第 5 項に規定する標識に「禁煙」の記載がある場合は、条例第 23 条第 2 項により設ける標識と兼ねることができる。

（喫煙所の面積等）

- 条例第 23 条第 6 項ただし書の判断基準については、次のいずれかに該当する場合において、喫煙所の床面積の合計を、客席の床面積の合計の 50 分の 1 まで減ずることができる。

(1) 当該防火対象物で行われる興業等が幼児又は児童等を対象としたものであるなど明らかに喫煙者が少ないと認められる場合

(2) 当該防火対象物の喫煙所の使用形態などから、面積を減じても支障がないと認められる場合

（全面禁煙等の届出）

- 当該防火対象物の関係者から全面禁煙等の届出があった場合については、当該防火対象物の消防計画にそれぞれの措置等を明示させ、届出させるものとする。

（劇場等の屋内の客席）

- 劇場等の屋内の客席において条例第 41 条の 2 の規定を適用する際の基準は、次に定めるところによる。

(1) いすを使用する客席のうち、次のアからウまでに掲げる事項のすべてに該当するものについては、いすを床に固定しないことができる。ただし、40 席以下ごとに当該客席部分と避難通路及び他の客席部分との境界に固定的な仕切りを設け、いす席の

移動により避難通路の幅員に影響を及ぼさない等避難上支障ない場合は、イ及びウに掲げる事項を除くことができる。

ア いすを 5 脚以上ごとに強固に連結していること。又は、いすの移動及び転倒を防止するため、これと同等以上の効果のある措置を講じていること。

イ 客席の床面に勾配等（勾配が 1/10 以下のものを除く）がないこと。

ウ 避難通路は、テープ等により床に表示され、他の部分と明確に区分されていること。

(2) いすを設けず、床に直接座る形態で客席以外のもの（以下「大入場」という。）については、次のア及びイの事項に適合すること。

ア 大入場を設ける客席の部分には、客席の幅 3メートル以下ごとに幅 40 センチメートル以上の縦通路を、側面に出入口がある場合は、それに直通する幅 40 センチメートル以上の横通路をそれぞれ保有すること。

イ 避難通路は、テープ等により床に表示され、他の部分と明確に区分されていること。

(3) 客席（立見席のみの客席形態を除く。）のうち、次のアからウに掲げる事項のすべてに該当するものについては、いす背相互の距離、いす席の間隔、座席の幅、立見席の位置及び避難通路について当該規定によらないことができる。

ア 別添「劇場等の客席についての避難計算」（以下「別添」という。）に示す避難計算により、安全性が確認されていること。

イ 客席内の換気・空調設備は、自動火災報知設備又は排煙口と連動して停止すること。ただし、換気・空調設備の電源スイッチ等のある場所に従業員等を配置するなど、非常時に速やかな換気・空調設備を停止できる対策を講じた場合は、この限りでない。

ウ 音響装置は、自動火災報知設備又は放送設備と連動して停止するとともに、非常放送等を行うことのできる機構とすること。ただし、音響装置の電源スイッチのある場所に従業員等を配置するなど、非常時に速やかに音響装置を停止し、非常放送等を行うことのできる対策を講じた場合は、この限りでない。

(4) 客席の最前部（最下階にあるものを除く。）及び立見席を設ける部分とその他の部分との間に設ける手すりは、高さ 75 センチメートル以上の腰壁を設ける等の転倒防止措置が講じられているものについては、これによることのできる。

（劇場等の屋外の客席）

9 劇場等の屋外の客席において条例第 41 条の 2 の規定を適用する際の基準は、次に定めるところによる。

(1) 客席のうち、8、(1)のアからウまでに掲げる事項のすべてに該当するものについては、いすを床に固定しないことができる。ただし、40 席以下ごとに当該客席部分と避難通路及び他の客席部分との境界に固定的な仕切りを設け、いす席の移動により避難通路の幅員に影響を及ぼさない等避難上支障ない場合は、イ及びウに掲げる事項を除くことができる。

(2) 客席のうち、横に並んだいす席の両側の通路幅を 1メートル以上、かつ、前後のいす席の間隔を 0.85メートル以上及び座面の先端と前席のいす背の先端との水平距離を 0.43メートル以上とした場合については、「いす席 10 席」を「いす席を最大 16 席」とすることができる。

(3) 大入場を設ける客席の部分には、客席の幅 8メートル以下ごとに幅 50センチメートル以上の縦通路及び奥行き 8メートル以下ごとに幅 50センチメートル以上の横通路を保有すること。

(4) 立見席の奥行き 3メートル以下ごとに設ける手すりは、高さ 1.1メートル以上の腰壁を設ける等の転倒防止措置が講じられているものについては、これによることのできる。

（立見専用による屋内の劇場等）

10 立見席のみの客席形態で使用する屋内の劇場等（以下「立見専用による屋内の劇場等」という。）及び体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に立見専用による屋内の劇場等の用途に供する場合において条例第 41 条の 2 の規定を適用する際の基準は、次に定めるところによる。

(1) 定員の算定

別図 1 及び 2 の客席の配置により、入場者を収容する部分（以下「立見席」という。）の床面積を 0.2 平方メートルで除して得た人数又は別添に示す避難計算により、安全性が確認される人数のいずれかの少ない方を定員とする。

なお、多目的に使用する劇場の場合には、使用形態に応じ、その都度定員を算出させるものとする。

(2) 安全対策

立見専用による屋内の劇場等のうち、次のア及びイに掲げる事項のすべてに該当するものについては、条例第 40 条の規定を適用しないことができる。

ア 出火防止対策

客席では喫煙、裸火の使用及び危険物の持ち込みを行わないこと。（解除承認不可）

また、舞台における裸火等の使用については、「新潟市火災予防条例第 23 条の運用基準」に基づき適正に管理されていること。

イ 避難に関する事項

(ア) 別添に示す避難計算により、安全性が確認されていること。

(イ) 立見席及び避難通路のレイアウトは、別図 1 又は 2 によること。

(ウ) 立見席には、転倒防止のため各ブロックの前部に、高さ 1.1メートル以上の手すり等を設けること。

(エ) 特殊照明（ストロボ照明などの演出効果用の照明器具で避難の際、障害となるものをいう。）を用いる場合は、非常時に自動火災報知設備と連動し一般照明に切り替えることができる機構とすること。ただし、特殊照明の電源スイッチのある場所に従業員等を配置するなど、非常時に一般照明へ速やかに切り替えることができる対策を講じた場合は、この限りでない。

(オ) 音響装置は、自動火災報知設備又は放送設備と連動して音響を停止するとともに、非常放送等を行なうことのできる機構とすること。ただし、音響装置の電源スイッチ等のある場所に従業員等を配置するなど、非常時に速やかに音響装置を停止し、非常放送等を行うことのできる対策を講じた場合は、この限りでない。

(カ) 客席内の換気・空調設備は、自動火災報知設備又は排煙口と連動して停止すること。ただし、換気・空調設備の電源スイッチ等のある場所に従業員等を配置するなど、非常時にすみやかに換気・空調設備を停止できる対策を講じた場合は、この限りでない。

（特例申請）

11 条例第 41 条の 2 の規定による基準の特例の適用を受けようとする者は、別記様式の「劇場等の客席基準に係る特例基準適用申請書」に必要図書等を添付して、2 部所轄消防署長（以下「署長」という。）に提出するものとする。

（特例適用申請の処理）

12 署長は、前項の申請書を受理したときは、その内容が特例基準に適合しているものについて、申請書に署長印を押印し、その 1 部を申請者に返付するものとする。

（協議）

13 この基準の運用にあたり、疑義が生じた場合は、消防局予防課長と協議するものとする。

# ◇ 条例

## 附 則

この基準は、平成 16 年 8 月 12 日から施行し、平成 16 年 7 月 7 日から適用する。

別記様式

劇場等の客席基準に係る特例基準適用申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市 消防署長

申請者  
住所  
氏名  
電話

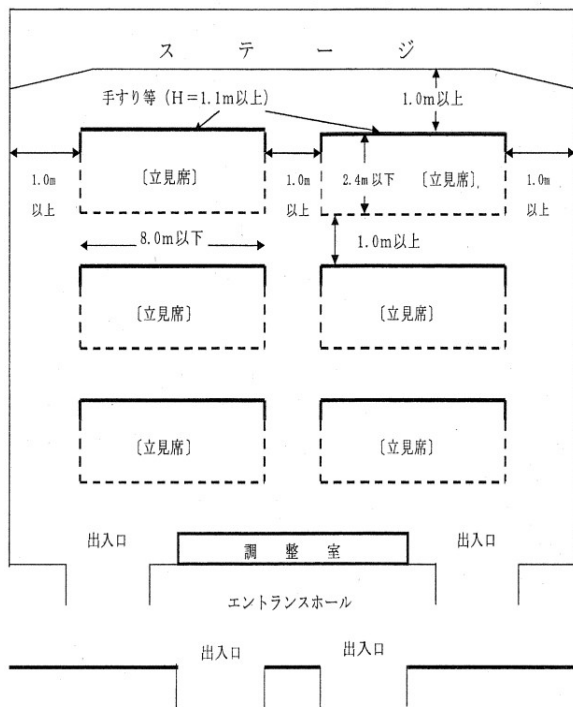
新潟市火災予防条例第 4 1 号の 2 の規定に基づき、基準の特例の適用を受けたいので、下記により申請します。

記

防火対象物の所在地	新潟市
防火対象物の名称	
主 権 者	
特例の適用を必要とする事項	
特例の適用を必要とする理由	
上記申請を承認する。	
	第 号
	年 月 日
	新潟市 消防署長 印

備考 1 平面図及び劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等に関する図書を添付すること。  
2 記入欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。

別図 1

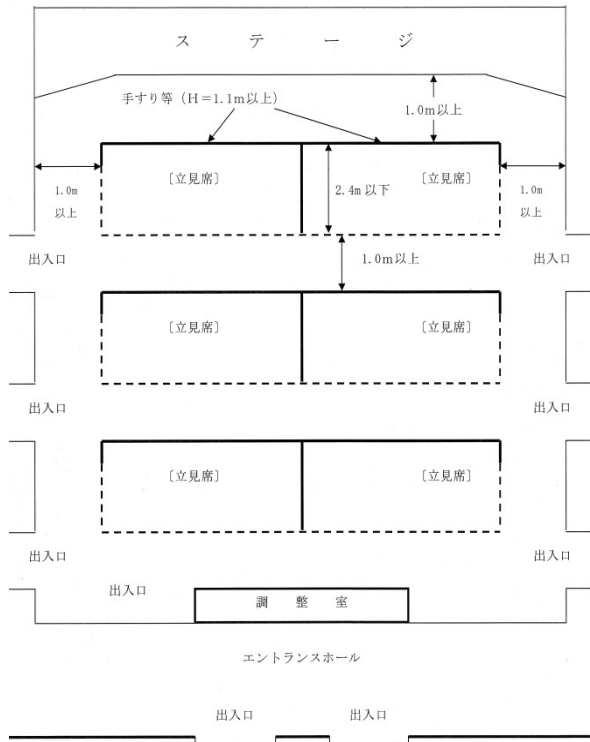


※1 立見席内の定員は〔立見席部分の床面積 (㎡) / 0.2 ㎡〕で算出した人数又は別添に示す避難計算により、安全性が確認された人数の少ない方とする。  
※2 客席内の避難通路は最前部に幅 1 メートル以上の横通路を設け、ブロック周囲に幅 1 メートル以上

の縦通路及び横通路を保有すること。

※3 出入口については、設置例である。

別図 2



※1 立見席内の定員は〔立見席部分の床面積 (㎡) / 0.2 ㎡〕で算出した人数又は別添に示す避難計算により、安全性が確認された人数の少ない方とする。  
※2 客席内の避難通路は最前部に幅 1 メートル以上の横通路を設け、ブロックごとに幅 1 メートル以上の縦通路及び横通路を保有すること。  
※3 このような立見席の形態のものについては、コンチネンタルスタイル等避難口の配置等に十分留意すること。

## 別添

### 劇場等の客席についての避難計算

#### 1 前提条件

避難許容時間内に避難が完了すること。

$$T1 \geq T2$$

T1 : 許容避難時間

T2 : 避難時間

(1) 許容避難時間 :  $T1 = a \sqrt{A}$

a : 天井の高さ 6m 未満の客席部が存する居室では 2

a : 天井の高さ 6m 以上の客席部が存する居室では 3

A : 客席部が存する居室の面積 (㎡) (舞台部を除く。)

ただし、A が小で、T1 が 30 秒未満となる場合には 30 秒とすることができること。

(2) 避難時間 :  $T2 = \max(t11, t12)$

$$t11 = \frac{N}{1.5 \times B}$$

$$t12 = \frac{Lx + Ly}{V}$$

t11 : 客席部が存する居室の避難者の出口通過時間 (sec)

t12 : 客席部が存する居室の出口に最終通過者が到達する時間 (sec)

N : 客席部が存する居室の予想入場人員 (人)

B：客席部が存する居室の出入口の有効幅員合計（m）

$L_x + L_y$ ：客席部が存する居室における最遠点までの直角歩行距離（m）

V：歩行速度（0.5m/s）

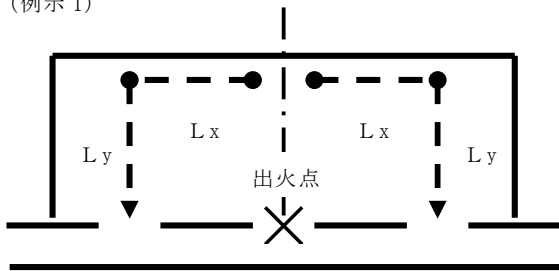
※ 計算結果は、小数点第2位以下を切り捨てること。

2 出入口の有効幅員合計B（小数点第2位以下は切り上げ）

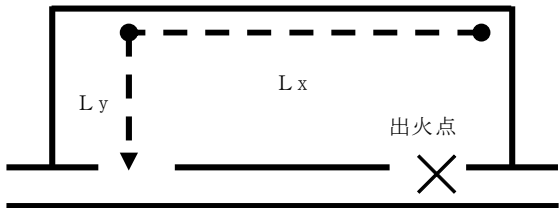
$$B \geq \frac{N}{T1 \times 1.5} \quad \text{であること。}$$

客席部が存する居室における最遠点までの直角歩行距離（m） $L_x + L_y$ の求め方

（例示 1）



（例示 2）

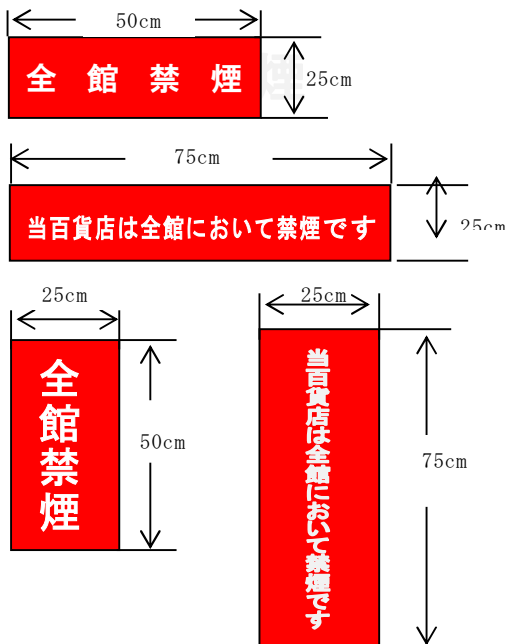


○ 新潟市火災予防条例の第23条第4項から第6項まで及び第41条の2の規定を適用する際の運用基準の解説について

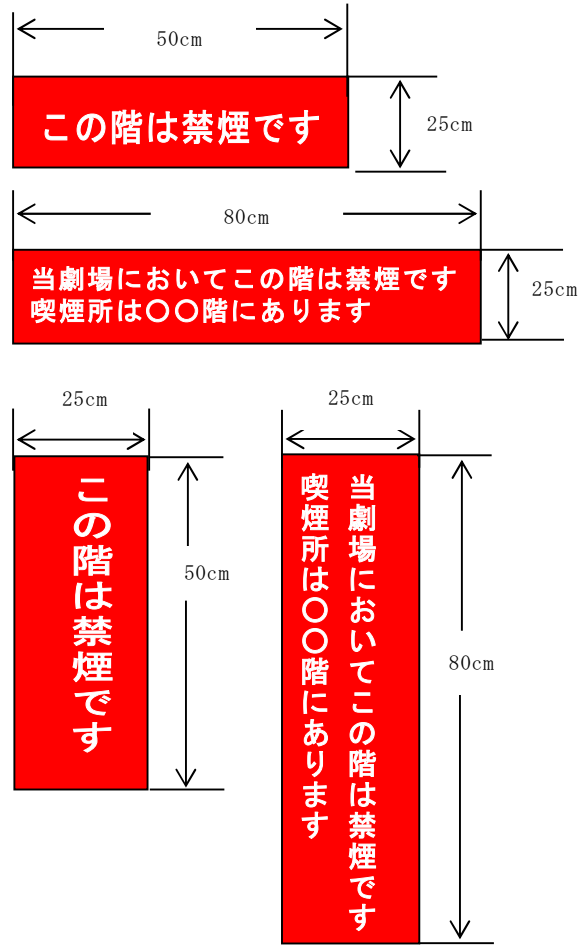
平成16年8月12日新消予第403号 予防課長

(1) 新潟市火災予防条例（昭和37年新潟市条例第12号。以下「条例」という。）第23条第4項から第6項までの規定の運用基準関係

ア 条例第23条第4項第1号に規定する標識の具体例（運用基準4関係）



イ 条例第23条第5項に規定する標識の具体例（運用基準4関係）



いずれも赤地に白文字

ウ 喫煙所の面積等（運用基準6関係）

(ア) 喫煙所の床面積の合計を客席の床面積の合計の50分の1まで減ずることができることとした基本的考え方

条例の制定当時と現在の国民の喫煙率を比較すると、現在の喫煙率については約25パーセント減少しており、健康増進法（平成14年法律第103号）の施行により、今後更に喫煙率の低下が予想されることから、30分の1を25パーセント減じた数値に、今後喫煙率の低下予想分を考慮して、喫煙所の床面積の合計を客席の床面積の合計の50分の1まで減ずることができることとした。

(イ) 条例第23条第6項ただし書の判断基準における「当該防火対象物の喫煙所の使用形態などから、面積を減じても支障がない場合」の具体例

当該防火対象物内において、複数の映画館が存在し、その各映画館の上映時間を異ならせることにより、上映していない時間（休憩時間）において喫煙所を使用する者の数が明らかに少なくなる場合

エ 全面禁煙等の届出（運用基準7関係）

条例第23条第4項の規定の適用を受ける防火対象物については、一般的に防火対象物定期点検報告制度に該当するなど火災発生の危険性や火災発生時の人命被害が大きいと予想される防火対象物であることなどから、当該防火対象物の関係者が防火対象物内を全面禁煙等に移行する場合においては、火気管理をはじめとした消防計画

## ◇ 条例

の見直しを図る必要があることから、当該防火対象物の消防計画に全面禁煙等の措置等を明示させ、火気管理の徹底を図らせるもの。

また、消防計画に明示した全面禁煙等の措置等が、適正に実施されているかについて、立入検査等の機会をとらえ確認するもの。

### (2) 条例第 41 条の 2 の規定を適用する際の運用基準関係

ア 条例第 41 条の 2 の規定における「劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により、入場者の避難上支障がないと認める場合」についての基本的な考え方（運用基準 8 及び 10 関係）

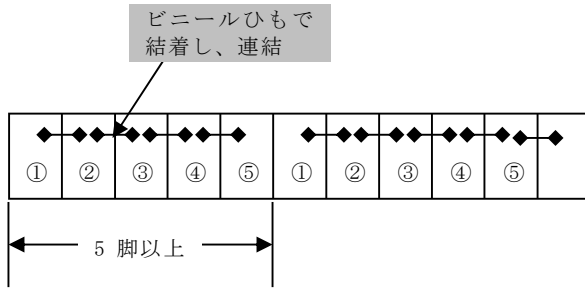
消防法令等において、「避難上支障がないと認める場合」の判断基準がないことから、防災計画書の作成に関する通達「高層建築物等に係る防災計画の指導について」（昭和 56 年 7 月 30 日住指発第 190 号）に基づく、避難計算時間の計算方法（「新・建築防災計画指針」日本建築センター発行）を準用し、各劇場等の実態に応じた避難計算を行い、許容避難時間内に計算上避難が完了する場合においては、基本的に入場者の避難上支障がないと認めることとした。

イ 劇場等の屋内の客席において、いすを床に固定しないで使用する場合の措置（運用基準 8 関係）

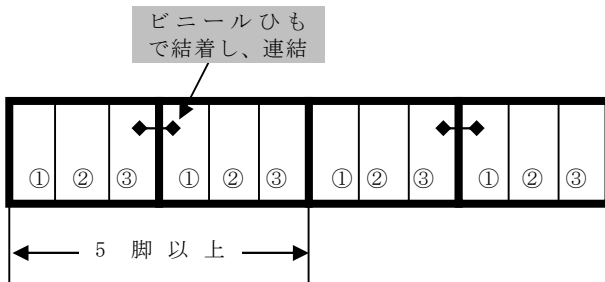
(7) 「いすを 5 脚以上ごとに強固に連結していること」については、ビニールひも等で結着し、いすといすを連結させるもの。

(4) いすの種類別の連結方法の具体例

#### ① 一人掛けのいすの場合



#### ② 三人掛けのいすの場合



### ○ がん具用煙火の解除承認に係る注意事項について

平成 19 年 7 月 2 日新消予号外予防課予防調査係長  
◇平成 28 年 4 月 1 日削除

### ◎ 参考資料

#### ○ 電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について ☆

令和 3 年 5 月 10 日消防予第 231 号  
消防庁予防課長

電気を熱源とし、一般家庭で使用される調理用の設備及び器具（以下「調理機器」という。）とグリスフィ

ルターとの火災予防上安全な距離（以下「離隔距離」という。）については、「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」（平成 26 年 3 月 14 日付消防予第 75 号。以下「第 75 号通知」という。）及び「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」の一部改正について」（平成 27 年 11 月 13 日付消防予第 458 号。以下「第 458 号通知」という。）により示しているところです。

今般、特定の安全性を備えた電磁誘導加熱式調理器（以下「特定安全電磁誘導加熱式調理器」という。）等とグリスフィルターとの離隔距離の基準を下記のとおり改正することとしました。

記

### 第 1 用語の定義

#### 1 電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱により煮物調理等の加熱・調理をするもので、なべ等を置くことができるもの。ただし、電磁誘導加熱装置の上に鉄板等を組み込み、その鉄板等を加熱することにより調理等を行うもの及び専用ポット付き電磁誘導加熱式小形自動湯沸器（ホテル等の客室等で使用される可搬形で湯沸し専用の電磁誘導加熱式調理器）を除く。

#### 2 特定安全電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱式調理器（電気天火又は電子レンジとの複合品を含む。）のうち、次の(1)から(7)までの火災安全対策が施されているもの。

- (1) 全ての電磁誘導加熱装置に、調理油が発火温度に達するおそれがあるときに加熱を停止又は低減する措置を講じていること。
- (2) (1)の機能を利用者が解除できるようにする場合には、利用者が明確な意図を持って操作する場合に限り解除できること。
- (3) 小さい金属製のものを感知して加熱を行わないようにする機構を有すること。
- (4) 電磁誘導を開始するためのスイッチが押されたことを感覚的に判別できる措置を講じていること。
- (5) スwitchの誤投入防止のための措置を講じていること。
- (6) センサーの異常動作や断線時に加熱を停止する措置を講じていること。
- (7) 次のアからウまでに掲げる事項がカタログ、リーフレット等に記載してあること。
  - ア 揚げ物をする際には、メーカーが指定するなべを用い油量を十分に確保して調理を行うこと。
  - イ 金属製のものを誤って加熱しないこと。
  - ウ 急激な温度上昇に伴う自然発火などの危険性に関すること。

### 第 2 グリスフィルターとの離隔距離

油脂を含む蒸気を発生されるおそれのある調理用機器の上方に設置されるグリスフィルターと発熱体等とは、次に掲げる離隔距離を確保すること。

	グリスフィルター	レンジフードファン 附属のグリスフィルター（注1）	左記以外のもの
電気こんろ（注2） 電気レンジ（注2） 電磁誘導加熱式調理器（注2） （特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く）		80 cm以上	100 cm以上
特定安全電磁誘導加熱式調理器（注2）		60 cm以上（注3）	

(注1) 「レンジフードファン」とは、電気用品安全法施行令（昭和 37 年 8 月 14 日政令第 324 号）別表第 2・8(42)に規定する換気扇（厨房用）で機器の一部を天蓋とした風量 15 m<sup>3</sup>/min 以下のものをいう。

(注2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びの対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定関する基準を定める省令（平成 14 年 3 月 6 日総務省令第 24 号、以下「対象火気省令」という。）別表第 2 に掲げる種類のものに限る。

(注3) 各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用する。

### 第3 通知の廃止

通知をもって、第 75 号通知及び第 458 号通知は廃止する。

## ○ コンベクションオープンとグリス除去装置との火災予防上安全な距離の運用について

令和 4 年 10 月 3 日消防予第 487 号  
消防庁予防課長

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）第 16 条第 3 号に規定するグリス除去装置は不燃材料で造られたものとする。こととされているが、その使用に際し油脂分が付着する等の特性から、対象火気省令第 3 条第 4 号に規定する厨房設備の火源から火災予防上安全な距離を確保して設置するよう「火災予防条例準則の運用について（通知）」（平成 5 年 2 月 10 日付け消防予第 60 号。以下「第 60 号通知」という。）等に基づき運用されているところです。

今般、コンベクションオープン（気密性の高い庫内において、熱風を循環させることで食品を加熱する、主に業務用の調理用機器をいう。以下同じ。）のうち安全性が高いものについて、その仕様及び加熱試験の結果をまとめましたので、第 60 号通知で求める厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離に関する運用の参考とされるよう、以下のとおり通知します。

### 記

#### 1 本通知の対象とするコンベクションオープンについて

本通知の対象とするコンベクションオープンは、以下の事項のいずれにも該当するものであること。

なお、過熱水蒸気を発生させる機能（蒸気発生装置）を有するものを含むものであること。

- (1) 気体燃料を使用するもの又は電気を熱源とするものであること。
- (2) 自動温度調整装置及び過熱防止装置が設けられていること（自動温度調整装置による設定温度の上限は、320 度程度までとする仕様が一般的である。）。
- (3) 熱交換部又は加熱用ヒーターと内容物が直接接触しない構造であること。
- (4) 気体燃料を使用するものにあつては、裸火が庫内に露出ししないこと。

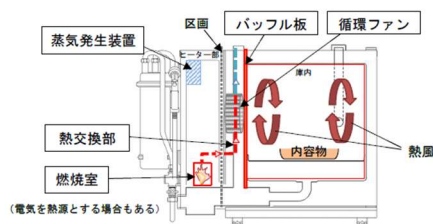


図 本通知の対象とするコンベクションオープンのイメージ  
(ガス式・蒸気発生装置付き)

#### 2 コンベクションオープンの加熱試験の結果

現在流通している標準的な仕様のコンベクションオープンを用いて加熱試験を行い、調理時及び異常加熱時の発火危険性を検討した結果、以下の点から、コンベクションオープンからの出火危険性が低いことが確認された（加熱試験の詳細は別添を参照。）。

- (1) 庫内が均一に加熱され、局所的な過熱が発生しないこと。
- (2) 自動温度調節機能が有効に機能すること。

- (3) 庫内の気密性が高く、外部から酸素が供給されにくい構造であること。
- (4) 庫内の断熱性が高く、庫内の熱が庫外に逃げにくい構造であること。
- (5) 庫内の熱交換部と調理部分はバッフル板で仕切られており、熱交換部と内容物が直接接触しない構造であること。
- (6) 裸火と庫内で発生した可燃性ガスが接触しない構造であること。
- (7) 機器の故障等により設定温度を超える異常加熱が発生した場合であっても、庫内及び庫外での火災の危険性が低いこと。

#### 3 コンベクションオープンとグリス除去装置との火災予防上安全な距離

2 により、コンベクションオープンからの出火危険性が低いことが確認されたことから、第 60 号通知で求める厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離を確保する必要はないこと。

なお、この場合においても、対象火気省令第 5 条に規定する火災予防上安全な距離は確保する必要があること。

#### 4 留意事項

- (1) 1 に該当しないコンベクションオープンを設置する場合は、当該機器の仕様に応じて第 60 号通知で求める厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離を適切に確保する必要があること。
- (2) 本通知の対象とするコンベクションオープンであっても、通常想定されない条件又は方法で使用された場合や、定期的な清掃等が行われていない場合等は出火する危険があるため、機器の適切な使用及び管理に配慮する必要があること。